

三重県景観計画

～「こころのふるさと三重」の実現に向けて～

平成19年12月4日公表

平成20年4月1日発効

平成27年1月9日変更

平成29年1月6日変更

三 重 県

三重県景観計画 目次

第1章 背景と目的	—	1
第2章 景観特性	—	2
1 県土の景観特性	—	2
(1) 景観特性	—	2
① 自然的特性 (地勢・地形/地質/気候/植生/水系/自然公園)	—	2
② 歴史・文化的特性 (古代の国わけ/江戸時代後期の藩領と主な城郭/街道/集落と 建築様式/文化財等/名所図会に描かれている景観/文学に描 かれた三重の景観/方言)	—	18
③ 社会・経済的特性 (人口/交通網と地域開発/都市計画と市街地景観/屋外広告物 /電線類の地中化/産業)	—	34
④ 眺望	—	48
(2) 景観構造	—	50
(3) 県民の景観への意識	—	52
2 地域別景観特性	—	56
(1) 地域区分の考え方	—	56
(2) 地域別景観特性	—	58
① 北勢地域	—	58
② 中勢地域	—	62
③ 伊勢志摩地域	—	66
④ 伊賀地域	—	70
⑤ 東紀州地域	—	74
第3章 基本目標と役割	—	77
1 基本目標	—	77
2 役割	—	79
(1) 県民等の役割	—	79
(2) 行政の役割	—	79

第4章 良好な景観づくりに関する方針(景観法第8条第3項)	—	80
1 地域が主体となる景観づくりの方針	—	80
(1) 日常生活の中での視点	—	80
(2) 「感性」を育む視点	—	80
(3) 良好な景観を損ねているものへの対応	—	81
(4) 地域が主役の景観づくり	—	81
2 広域的な視点にたった景観づくりの方針	—	81
(1) 広域的な景観づくり	—	81
(2) 行政間の連携	—	82
(3) 眺望景観の保全	—	82
3 公共事業や公共施設の整備における景観づくりの方針	—	82
4 景観づくりに向けた県の推進方策	—	82
5 類型別方針	—	83
(1) 基本的な考え方	—	83
(2) 類型別方針の構成	—	84
(自然的景観/歴史・文化的景観/社会・経済的景観/眺望景観)		
(3) 類型別方針	—	86
① 自然的景観の方針	—	86
(山地・山脈/中山間地/農地/河川/海・海岸)		
② 歴史・文化的景観の方針	—	87
(街道/歴史的まち並み・集落/文化財等)		
③ 社会・経済的景観の方針	—	88
(市街地/道路)		
④ 眺望景観の方針	—	89
6 地域別方針	—	90
(1) 北勢地域	—	90
(2) 中勢地域	—	91
(3) 伊勢志摩地域	—	92
(4) 伊賀地域	—	93
(5) 東紀州地域	—	94

第5章 県の推進方策	—	95
1 地域が主体となる景観づくりに向けた支援	—	95
(1) 景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及	—	95
(2) 景観づくりに関する専門家、有識者の派遣	—	95
(3) 景観づくりに向けた市町支援	—	95
(4) 地域の良い景観づくりの実施	—	95
(5) 広域景観づくりの支援	—	96
(6) 眺望景観の保全と視点場づくり	—	96
2 良い景観づくりのための制度や手法の活用	—	96
(1) 景観法による規制誘導方策	—	96
① 行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)	—	96
ア 景観形成基準(別記1)		
イ 届出対象行為(別記2)		
② 屋外広告物に関する事項	—	96
③ 景観重要公共施設に関する事項	—	97
④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	—	97
⑤ 自然公園区域に関する事項	—	97
⑥ 景観協議会	—	97
⑦ 景観整備機構	—	97
⑧ 景観協定	—	97
(2) 都市計画法による規制誘導方策	—	98
(3) 建築基準法による規制誘導方策	—	98
(4) 文化財保護法による規制誘導方策	—	98
(5) 生活環境の向上方策による取組	—	98
① 都市の緑の保全・創出	—	98
② 無電柱化の推進	—	98
③ 放置ごみの防止	—	98
④ 空家等対策の推進	—	98
⑤ 水質の改善	—	99
⑥ 防災施策との連携	—	99
3 公共事業等における良い景観づくりの推進	—	99
4 景観計画の区域(景観法第8条第2項第1号)	—	99

●別記1 景観形成基準（行為の制限に関する事項）

－ 1 0 0

(1) 共通的事項

(2) 個別的事項

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは、移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 開発行為、土地の形質の変更
（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）
- ③ 土石の採取又は鉱物の掘採
- ④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

●別記2 届出対象行為（行為の制限に関する事項）

－ 1 0 3

(1) 届出対象行為

(2) 届出の対象外となる行為

(3) 特定届出対象行為

第1章 背景と目的

私たちの郷土「三重県」は、^{ほうじょう}豊饒な伊勢の海、黒潮躍る熊野灘、悠久の歴史を刻む山々や溪流、大地を潤す河川といった情景豊かな自然に恵まれています。また、日本列島のほぼ中央にあることから、古くから東西の文化が会い、融合する交通の要衝として、多くの歴史と文化に彩られた景観を生み出すとともに、今でも、伝統技術と先端技術が出会う「舞台」となっています。

私たちは、自然に学び、自然と共に歩んできた日本人の精神の^{いしずえ}礎ともいべきこの「三重」の地に生まれ、暮らし、大いなる自然に畏敬の念を持ちつつ、祭りや祈り、式年遷宮に代表される精神文化、食文化、暮らしの佇まい等を長い歴史と日々の生活の中で守り伝えてきました。

この豊かな自然の景観、或いは長い歴史と日々の生活の中で守り伝えてきた景観を、往時の姿に取り戻す取組や、まちづくりに活かす取組なども各地で見られますが、一方で、個人の好みや経済性あるいは機能性などが優先され、美しさへの配慮を欠いた景観、画一的な景観が見受けられる地域もあります。

今、先人たちから受け継いできたこれら自然景観の美しさ、歴史や文化に彩られた景観が、豊かな心や感性を育み、地域の絆をより深めるものであること、地域の力の源であることを改めて思い起こすとともに、これらの景観を守り、取り戻し、あるいは創り、誇りを持ちつつ次の世代に引き継ぐ、良好な景観づくりが求められています。

このため、県は、美しい三重の景観づくりを、県民の皆さんと共に進めていくため、ここに景観づくりの目標や基本方針などを明らかにする「三重県景観計画」を定めることとします。

第2章 景観特性

三重県景観計画の策定にあたり、良好な景観の形成に関する方針(本計画においては「良好な景観づくりに関する方針」)を定めるには、本県の景観特性を十分ふまえることが必要となります。

また、地域固有の優れた景観や改善すべき景観の現状を把握することが、地域の良好な景観づくりに向けた第一歩となります。

そこで、本県の景観特性を「県土全体」と「地域別」に分けて把握し、整理します。

1 県土の景観特性

景観は地域の様々な事象により特徴づけられるもので、自然界の現象や歴史的なもの、人為的な事象により、長い年月をかけて形成されます。

そこで、県土の景観を「自然的なもの」「歴史・文化的なもの」「社会・経済的なもの」の3つに分類するとともに、県土の特徴ある景観への「眺望」を加え、その特性を把握、整理します。

(1) 景観特性

①自然的特性

ア 地勢・地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約 80 km、南北約 170 kmの南北に細長い県土を有し、県のほぼ中央を流れる橿田川に沿った中央構造線によって、大きく北側と南側に分けられています。

中央構造線より北側の地域は、岐阜県、滋賀県との境界に沿って南北に細長く連なる養老山地、鈴鹿山脈と布引山地等の標高 700～1,000m の山々から、東部に、山麓部、丘陵地を経て、なだらかに伊勢平野につながり、美しい白砂青松の海岸線を含む伊勢湾を望みます。また、西部には、布引山地、信楽山地、笠置山地、室生山地等の標高 700m 前後の山々で囲まれる上野盆地がみられます。このように北側の地域は地形的には概ね南北方向の広がりの中、主に山地と平野で構成され、山麓丘陵や台地などが平野部に局部的に分布しています。

一方、中央構造線より南側の地域は、県内最高峰 1,695m の日出ヶ岳を中心に、南北に連なる紀伊山地、台高山脈等の標高 1,000m 前後の山々から、東側に、少ない平地部を経て、地形が複雑に入り組んだりアス式海岸の志摩半島につながり、力強い海岸線の熊野灘を望みます。このように南側の地域は、ほぼ全域が紀伊山地に属する山地に覆われており、特に奈良県境では標高 1200～1600m 級の山を含む起伏の大きい山地地帯が形成されています。

また、伊勢湾と太平洋の境である志摩半島と渥美半島に挟まれたあたりには、答志島、神島などの島々が浮かぶ景観が望めます。

図1 三重県の地勢・地形



(参考資料:「三重県全図」(ほか))

イ 地質

三重県は、日本列島のほぼ中央に位置し、日本列島をほぼ縦断する大断層である中央構造線が、県のほぼ中央部を東西に貫いています。このため、中央構造線の北側と南側とでは大きく異なる地質構造を示すのが特徴となっています。

北側の地質は、古生代層のなかに中生代層の花崗岩類が貫入し、第三紀層の奄芸層群が堆積し、伊勢湾側に向かって、洪積層、沖積層がみられます。また、その西側には、古生代層、中生代層の中に、第三紀層の古琵琶湖層類や室生火山岩がみられます。

南側の地質は、中央構造線に平行して古生代層の変成岩類、秩父古生層、中生代層の四万十層群が東西方向にベルト状に存在し、その南側には、第三紀層の熊野酸性岩類がみられます。

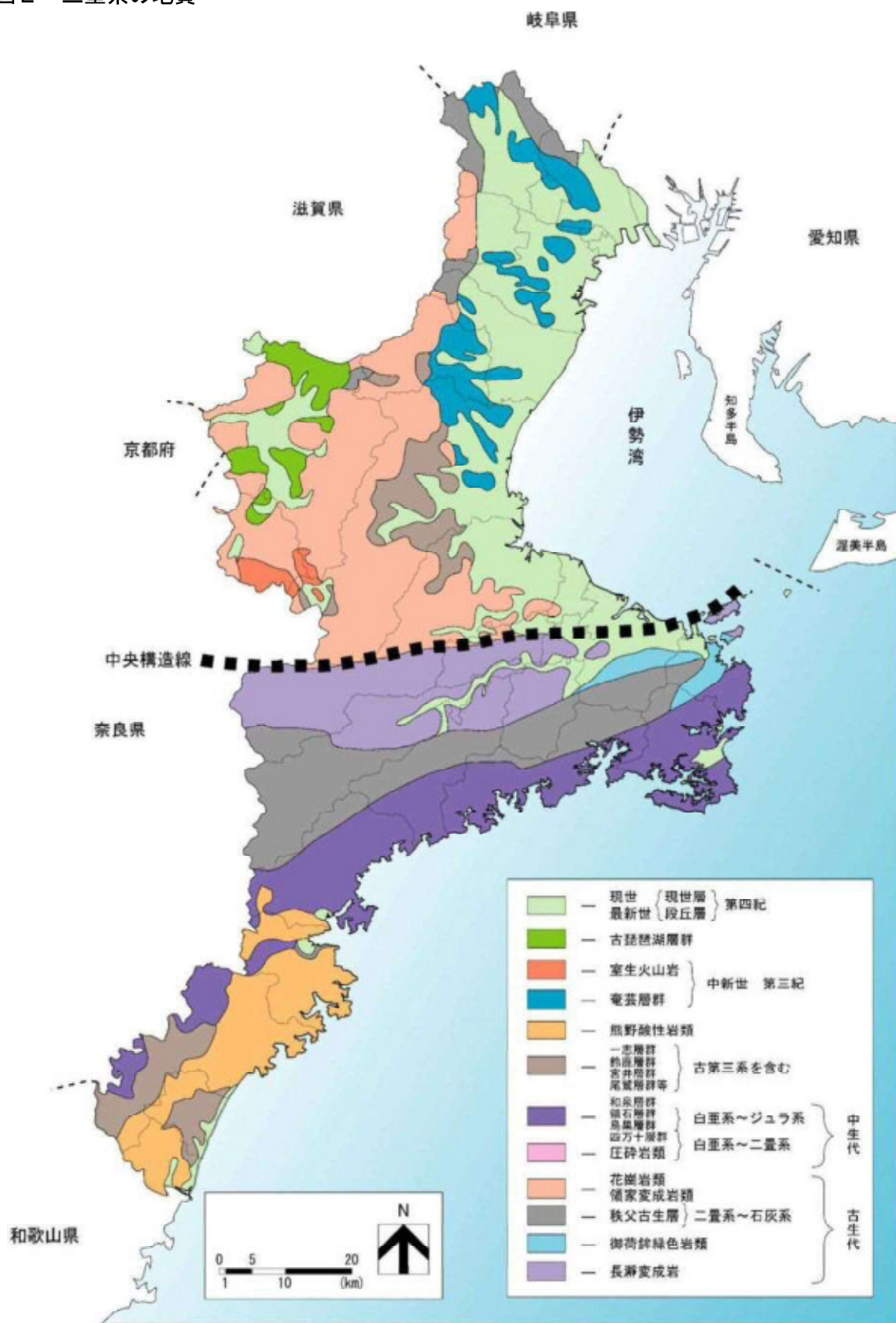
土壌は、地形、地質、気候、植物、農林業など自然や人間の関わりによってできます。

本県の山地及び丘陵地は、主に森林性有機質土の土壌で覆われており、これを利用して、各地でスギ・ヒノキを中心とした林業が盛んに行われています。

山麓部の平坦地には、広く黒ボク土の土壌がみられ、耕地として活用されており、鈴鹿山麓のサツキをはじめとする花や植木などの生産額は、全国でも上位を占めています。

河川の氾濫のくり返しにより形成された低地部や河口付近では、大量の土砂が供給され、軟弱な粘性土や緩い砂が厚い軟弱層を形成しています。また、沖積層により形成された平野では、地下水や灌漑水の影響を受けてできた土壌で、おもに水田として利用され、稲が栽培されています。

図2 三重県の地質



(参考資料:「三重 自然の歴史」編著 磯部克/平成3年)

ウ 気候

三重県の気候は、全般に温暖な気候となっていますが、平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さや、地理的な条件、季節的な気候特性から、本県の気候を、a 伊勢平野、b 熊野灘沿岸、c 上野盆地、d 鈴鹿山麓、e 山地の5つの気候域に分けることができます。

a 伊勢平野

伊勢平野の気候は、南北に長く広いため地域差がありますが、年平均気温は約 15℃、年間降水量は 1,600mm～2,000mm で一般に温暖な気候です。しかし、鈴鹿山麓に広がる平野部には、冬期、「鈴鹿おろし」と呼ばれる、鈴鹿山脈から北西の季節風があり、これが強く吹くと寒くなります。

b 熊野灘沿岸

熊野灘沿岸の気候は、紀伊山地が北西の季節風をさえぎり、南岸を暖かい黒潮くろしおが流れていることから、県内では最も温暖で、雨の多い地域となっており、志摩半島沿岸では年平均気温は約 16℃、年間降水量は 2,000mm～2,600mm です。また、東紀州地域は、年平均気温は約 16℃ですが、尾鷲市おわせや熊野市の山地では、年間降水量が 4,000mm を越えることもあり、尾鷲市の年間降水量は、全国の気象観測所の中で鹿児島県の屋久島やくしま測候所に次ぐ第2位の値となっています。

c 上野盆地

上野盆地の気候は、山地を除くと1月の平均気温が約3℃で、県内では最も冬の寒さの厳しい地域です。逆に夏の暑さは、40℃を超えた記録もあり、夏と冬、朝夕の温度差が大きい盆地特有の気候特性を示します。年平均気温は約 14℃、年間降水量は 1,300mm～1,600mm で、県内で最も雨の少ない地域です。また、上野盆地は年間を通じて霧が多く発生するなど、特有の気象特性を示しています。

d 鈴鹿山麓

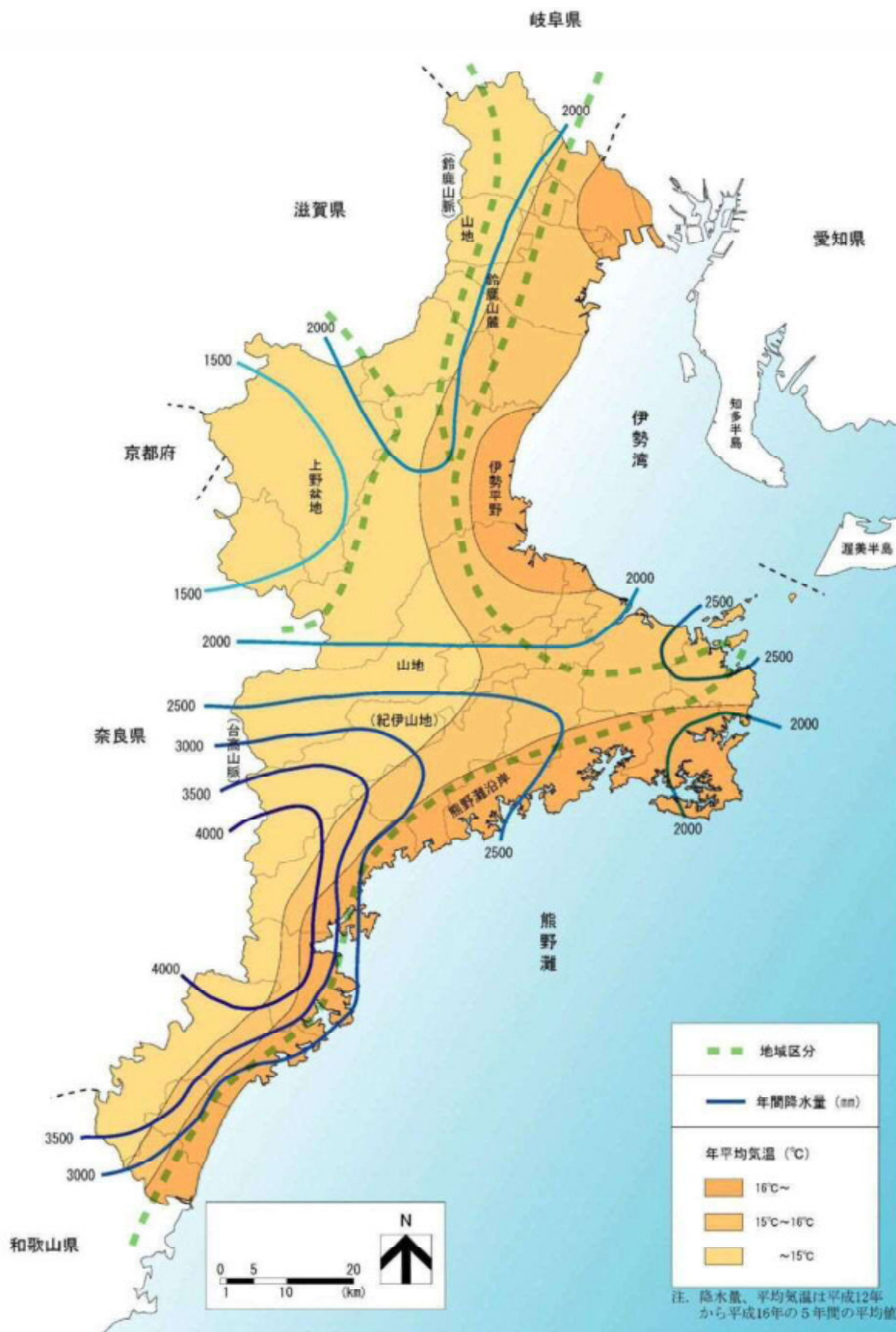
鈴鹿山麓の気候は、年平均気温は約 14℃、年間降水量は 2,000mm 前後と、降水量が比較的多く、県最北端にあるいなべ市の山麓では1mの積雪を超える記録もあり、山地部を除けば県内で最も雪の降る地域です。

e 山地

山地の気候は、年平均気温は約 14℃、年間降水量は 2,000mm 前後となっており、鈴鹿山脈の山頂部では 2m を超える積雪を記録することもあります。また、台高山脈たいこうを含む紀伊山地は多雨地帯として有名です。

このような多様な気候特性は、各地の植生や文化などにも影響しています。

図3 三重県の気候条件（平均気温、年間降水量）



エ 植生

三重県は南北に長く、海岸線や地形・地質が多様性に富み、気候も地域的变化が著しいなど、日本列島の縮図を見るようなきわめて多様で変化に富む自然を有しており、こうした特徴から多様な植物が生育しています。大きくは、高見山地を境界とした県北部と、志摩半島及び県南部の特性に別れます。

a 県北部

県北部の植生は、市街地を除きアカマツ林、スギ・ヒノキ林や耕地などが中心となっていますが、一部藤原岳付近では、石灰岩を母材とする土壤に自生するコクサギ、ヤマブキなどの植物が多く育成し、鎌ヶ岳山頂部ではブナ天然林、入道ヶ岳にゅうどうがたけではイヌツゲ・アセビ林など貴重な植生が分布しています。

また、御在所岳ごきいしよに代表される鈴鹿山脈では、ツツジ類やカエデ類などがこの山々の自然景観を、彩り豊かなものにしてしています。

b 志摩半島

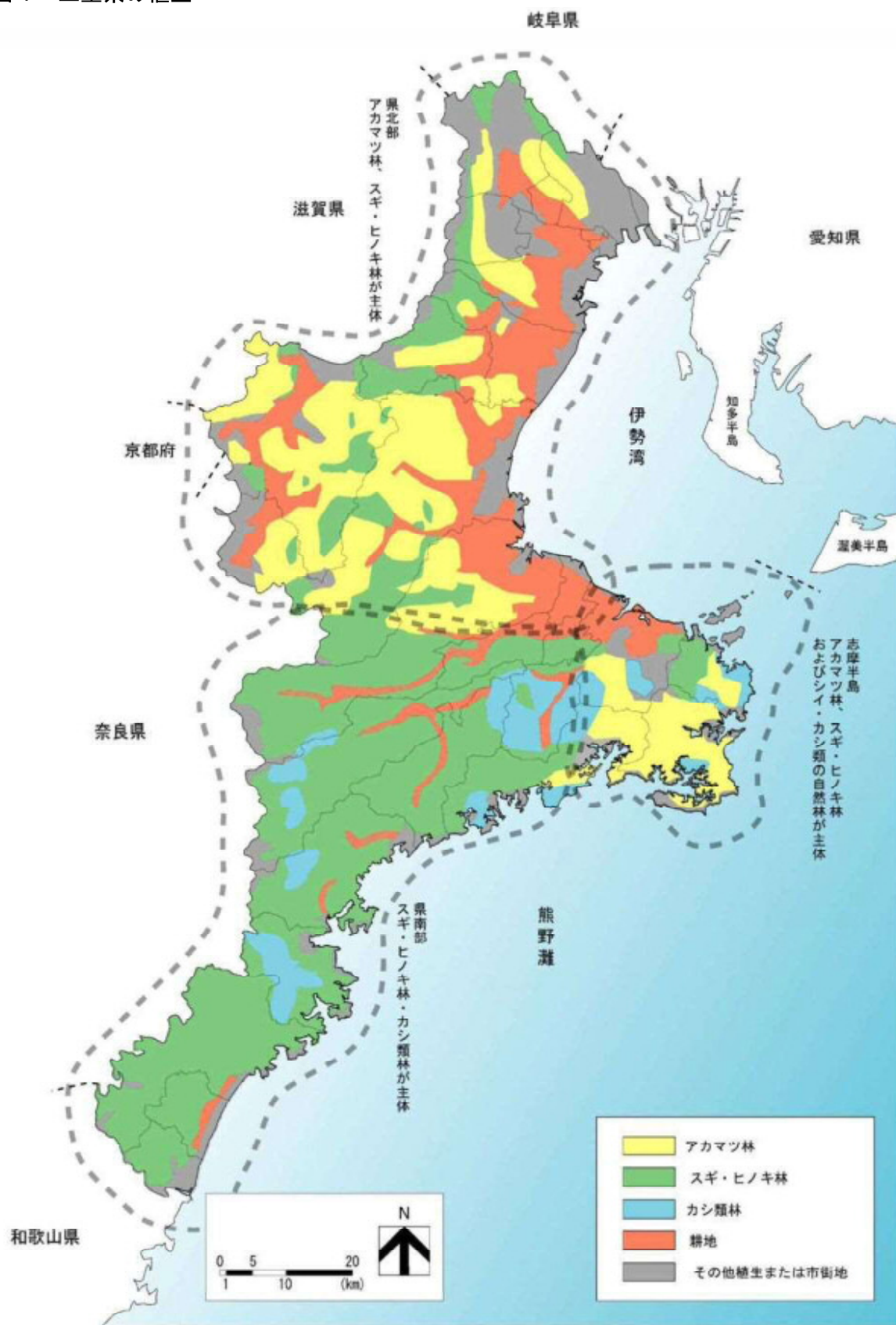
志摩半島の植生は、県北部と同様、市街地を除きアカマツ林、スギ・ヒノキ林や耕地などが中心となっていますが、従来からこの地にみられるシイ、カシなどの暖地性常緑広葉樹の自然林も分布しています。また、海岸部においては、美しい海浜植物群落がみられます。

c 県南部

県南部の植生は、スギ・ヒノキ林やカシ類林などが大部分を占めますが、熊野灘くろしおに黒潮が流れ、一年を通して気候も温暖であることから、ブナ、ミズナラなどの温帯林と、シイ、カシなどの暖帯林が混じる温暖性の常緑広葉樹が広がり、大台ヶ原おおだいがはらではトウヒ・ウラジロモミなど亜高山性針葉樹林がみられます。

また、温暖多雨な気候であるため、暖地性シダ植物や暖地性植物、海岸部では海浜塩生植物が生育しています。

図4 三重県の植生



(参考資料:「三重県現存植生図」環境庁/昭和56・60・62年)

オ 水系

三重県の海岸線の総延長は約 1,080 kmとなっており、伊勢市二見町の神前岬^{こうざきみさき}を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸にその特性が分かれており、志摩半島と渥美半島、知多半島に囲まれた伊勢湾に面する直線的な海岸線、志摩半島から南の熊野灘に面するリアス式海岸、七里御浜海岸^{しちりみはま}の直線的な海岸に分類されます。

河川は、伊勢湾に注ぐ河川、熊野灘に注ぐ河川、大阪湾に注ぐ河川の3つに分類できることから、各々その特性を示します。

a 伊勢湾と伊勢湾に注ぐ河川

伊勢湾は、遠浅で底土は肥養分に富み、良好な海藻の繁茂地となっていることから、主に海苔養殖が行われ、冬には沖に「海苔ひび」が林立する独特の景観がみられます。また、海岸は、単調な海岸線となっており、四日市港を代表する港湾などの人工的な海岸線が大半を占める中、古くから海水浴場として県民に親しまれている、白砂青松の海岸線も一部みられます。

伊勢湾に注ぐ河川は、木曾三川を除き、鈴鹿川^{くもず}、雲出川、櫛田川、宮川など本県を代表する河川が、鈴鹿山脈^{ぬのびき}・布引山地・紀伊山地を源とし、山地・山麓部を経て緩やかに伊勢平野を流れ、伊勢湾に注いでいます。

これらの河川上流部には、岩肌が露出する地形と川の流れが一体となり、美しい渓谷の景観を有しているところが多く、上流部の水質は良好で、アユやアマゴ釣りでも知られており、特に宮川水系はBOD値による河川の水質調査で全国1位(平成16年)となっています。

スポーツ公園機能を備え、桜の名所となっている君ヶ野ダム^{きみがの}などでは、周辺の豊かな自然環境とともに観光名所となり、地域の交流拠点となっています。

河口部は、川の堆積作用により干潟が形成されている場合が多く、野鳥の飛来地、干潮時には潮干狩りの場として県民に親しまれています。また、ハマボウ自生地の保護など、地域住民による自然環境保全活動もみられます。

b 熊野灘と熊野灘に注ぐ河川

熊野灘に面する海岸は、志摩半島を中心としたリアス式海岸や七里御浜に代表される美しい海岸線を形成しており、入り江には、漁港などが点在しています。また、七里御浜^{あかほ}は、熊野古道の「浜街道」となっています。

熊野灘に注ぐ赤羽川や銚子川などの河川は、紀伊山地を源とし、短い延長を一気に流れ、少ない平地部を経て熊野灘に注いでいます。その河口部は、漁村や熊野灘の入り江や港などとともに一体的な景観を形成しています。和歌山県との県境界を沿うように流れる熊野川は、世界遺産リストに登録された「川の参詣道^{さんけいみち}」にあたります。ここでは古くから多くの旅人を魅了してきた熊野川舟下りが復活し、アユやアマゴ釣りなどで親しまれています。

c 大阪湾に注ぐ河川

大阪湾に注ぐ河川は、布引^{ぬのびき}山地、室生^{むろう}山地等を源とし、上野盆地を経て、全て木津川に合流し、淀川を経て大阪湾に注いでいます。

これらの河川上流部には、美しい渓谷の景観を有しているところが多く、また、盆地部を流れる河川にも比較的大きな岩が散在しており、溪流の様を呈しています。

親水公園のある比奈知^{ひなち}ダムやぶどう狩り園のある青蓮寺^{しょうれんじ}ダムなどでは、多くの人々が訪れる観光名所や地域の交流拠点となっています。

河川全般において、アユやアマゴ釣りが盛んに行われており、特に名張川は有名で、古代には伊勢神宮に供えるアユを捕っていたことから、「供御川^{くごがわ}」の別名や、「ヤナセ」を語源とする地名等が古くからみられます。

図5 三重県の水系図



(参考資料:「三重県全図」ほか)

カ 自然公園

三重県は、豊かな自然と美しい景観に恵まれ、「伊勢志摩」「吉野熊野」の2つの国立公園をはじめ、「鈴鹿」「むろうあかめあおやま室生赤目青山」の2つの国定公園、「伊勢の海」など5つの県立自然公園があり、その面積は約2,019 k m²で県土面積の約35%に達しています。しかし、これらの自然公園は、風致景観に関する規制等が厳しくない普通地域が多くを占めています。

a 伊勢志摩国立公園

伊勢志摩国立公園は、伊勢神宮の神域・ぐういきりん宮域林を包む我が国最大の「鎮守の森」や真珠筏の浮かぶ静かな内海、伊勢湾に浮かぶ島々、熊野灘に面した入りくんだリアス式海岸を含む区域です。公園区域内には、伊勢神宮をはじめ、ふたみづうら二見浦の夫婦岩、めおといわ御座白浜、ござしらほま鳥羽水族館等があり、観光・保養地として、多くの観光客が訪れています。

b 吉野熊野国立公園

吉野熊野国立公園は、おおだいはら大台ヶ原の山岳、浸食作用による深い峡谷、熊野灘沿岸のしちりみはま七里御浜やリアス式海岸など、多様で美しい自然景観を含む区域です。公園区域内の山地部では、大台ヶ原や宮川のおおすぎだに上流域にあたる大杉谷の原生林、どうくらたき堂倉滝、せんびろたき千尋滝などの多くの滝、大台ヶ原から南へ流れるどろはつちよう瀨八丁の溪谷を代表とする屏風のような断崖の河川の景観がみられ、海岸部では、沈降と隆起の繰り返しによって形成されたおにがじよう鬼ヶ城、ししいわ獅子岩などの名勝、みはまこいし御浜小石が敷きつめられたしちりみはま七里御浜や松の防風林等があり、「熊野古道」として世界遺産リストにも登録された地域を含むなど、古くから多くの人々が訪れています。

c 鈴鹿国定公園

鈴鹿国定公園は、三重・滋賀の県境を、南北に細長く走る鈴鹿山脈を中心とした区域です。その山岳景観は美しく、うがけい宇賀溪、みやづまきよう宮妻峽、せきずいけい石水溪等の溪谷があり、多くの観光客や登山者等が訪れています。また、公園区域内には、県獣カモシカも生息しており、美しい高山植物の群落が多く見られ、御在所岳東麓には今から約1,300年前に発見されたと伝えられる湯の山温泉等があり、四季を通じ多くの観光客が訪れています。

d むろうあかめあおやま室生赤目青山国定公園

ぬのびき室生赤目青山国定公園は、みうねやま布引山地からいけごややま三峰山を経て、池木屋山までのだいこう台高山脈北部を含む、変化に富む景観や自然に恵まれた地域です。公園区域内には、こおちだに青山高原やあかめしじゅうはちたき香落溪、きたばたけ赤目四十八滝、伊勢国司の北畠氏城館跡の庭園などがあり、四季を通じ観光客やハイキング客で賑わいます。また、近年、地球にやさしいクリーンなエネルギーの供給を目的に本州最大級の風力発電所が、青山高原に建設されています。

e 水郷県立自然公園

水郷県立自然公園は、木曾・長良・揖斐の三大河川河口部の沖積デルタ地帯と養老山地南端の多度山を含む区域です。公園区域内には、松並木やヨシ原などの水生植物群落や美しい水郷風景が広がり、河口部一帯は輪中集落としても有名です。また、「上げ馬神事」で名高い多度大社や長島温泉などがあり、揖斐川河口の近くには、東海道五十三次の「七里の渡」跡等が当時の面影を残しています。

近年、治水と利水を目的とした長良川河口堰が建設されています。

f 伊勢の海県立自然公園

伊勢の海県立自然公園は、伊勢湾に面する鈴鹿市の長太の浦から津市の香良洲浦にかけての約 30km の砂浜海岸とこれを望む岸岡山などの樹林を含む区域です。公園区域内には、鼓ヶ浦海岸をはじめ、千代崎海岸、御殿場海岸、香良洲海岸などがあり、潮干狩り、たて干し、海水浴で賑わいをみせます。

また、この一帯の海浜にはハマボウフウ、ハマヒルガオなどの海浜植物群落がみられるほか、クロマツの防風林が鼓ヶ浦、贅崎、香良洲浦などに多く残されています。

g 赤目一志峡県立自然公園

赤目一志峡県立自然公園は、雲出川の上・中流域を中心に、堀坂山などの山々と上野盆地へと流れる青蓮寺川の流域をあわせた区域です。公園区域内には、アユ、アマゴなど溪流釣りで有名な雲出川、その流域のスギ・ヒノキの美林、オオサンショウウオの生息地でもある青蓮寺川や青蓮寺ダム、南北朝時代の伝説を秘めた白米城跡を含む山々、近畿最古社の若宮八幡宮、北畠神社等があり、多様な自然と歴史性豊かな区域となっています。

h 香肌峡県立自然公園

香肌峡県立自然公園は、台高山脈北部の山岳地帯を源とする櫛田川の上・中流域を中心とする区域です。公園区域内には、迫力ある山並みを背景に、清流や露岩、樹木等が溪谷美を織りなす櫛田川、これに沿うように東西に走る大断層「中央構造線」やこれを観察できる月出の里、かつて大和や紀州と伊勢を結ぶ文化交流ルートとして栄えた和歌山街道沿いの波瀬本陣跡など、多様な自然と歴史性豊かな区域となっています。

i 奥伊勢宮川峡県立自然公園

奥伊勢宮川峡県立自然公園は、大台ヶ原を源流とする宮川の上・中流域とその支流の大内山川流域を含み、雄大な河川景観と深い森林が広がる区域です。公園区域内には、台高山脈の山並みが湖面に影を落とす宮川ダム、大内山川流域の古くから熊野詣の巡礼道として栄えた熊野街道や当時の面影を残す街道沿いの宿場町、皇大神宮（伊勢神宮内宮）の別宮・瀧原宮等があり、太平山のつつじ祭りは、多くの人で賑わいます。

図6 三重県の自然公園



(参考資料:「三重県自然公園図」三重県/平成16年 ほか)

② 歴史・文化的特性

ア 古代の国わけ

現在の三重県域は、古代（奈良時代）には伊賀、伊勢、志摩、紀伊の4つの国に分かれており、紀伊国が現在の和歌山県域にまたがるほかは、ほぼ現在の三重県域と重なります。伊勢国が現在の桑名・いなべ地域から度会郡までの広い範囲を占めていたのに対し、伊賀国は布引山地より西側の上野盆地周辺にあたり、志摩国は志摩半島の東端部にそれぞれ範囲が限られていました。また、現在の紀北町より南側の地域が紀伊国にあたります。

古代の国わけは、当時の豪族層の勢力範囲や険しい山など自然障壁から作られたと考えられ、その意味では、本県の自然的な景観特性の各区分に近い形で、国わけがなされていました。

図7 古代(奈良時代)の国わけ



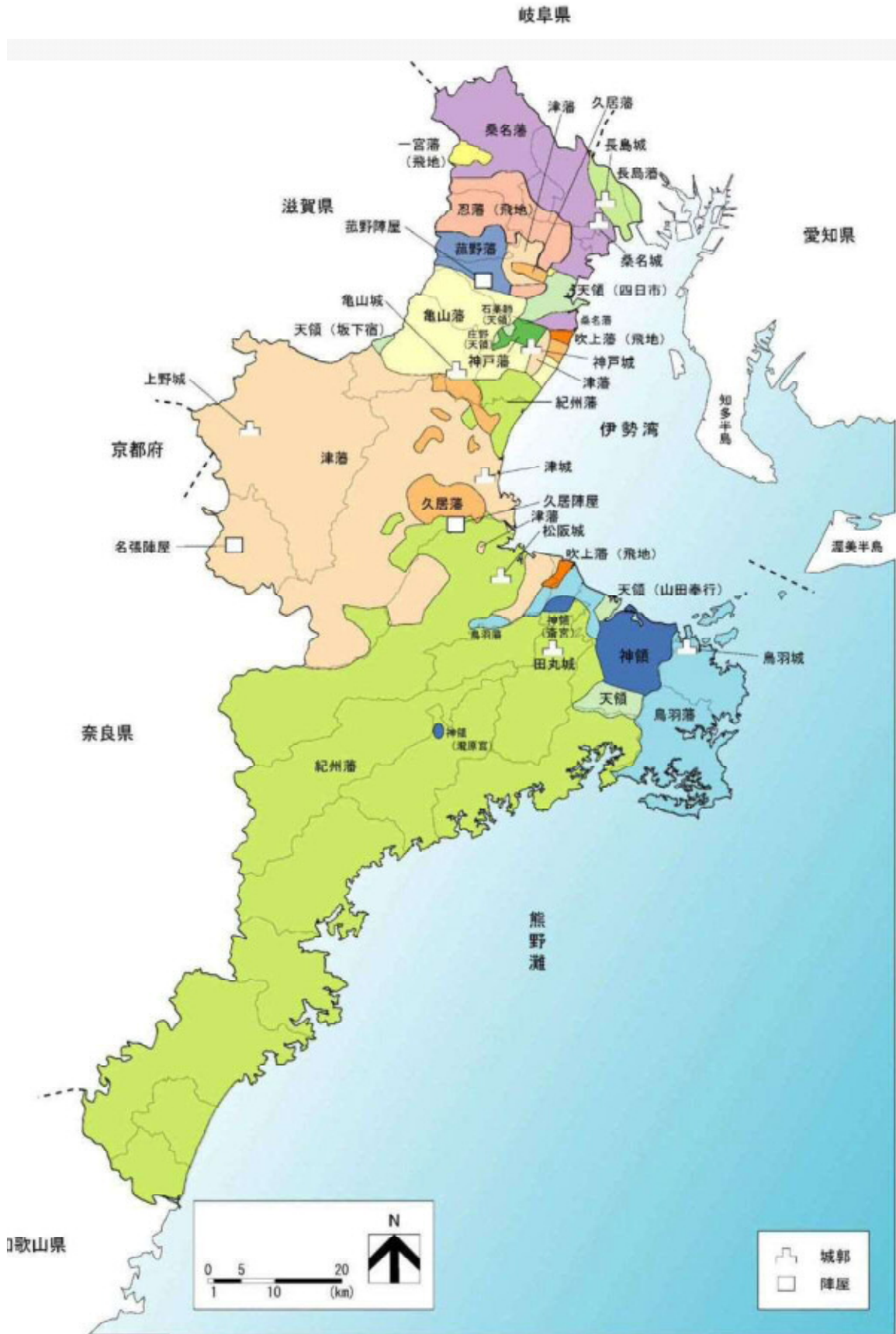
(参考資料:「日本史年表・地図」編著 児玉幸多/1995年 ほか)

イ 江戸時代後期の藩領と主な城郭

江戸時代後期の藩領図をみると、東紀州地域から松阪市周辺にかけての地域を紀州藩領が占め、紀州藩の勢力の大きさがうかがえます。また、伊賀地域から中勢地域にかけては津藩および分家の久居藩^{ひさい}の領となっており、北勢地域では桑名藩、菰野藩、亀山藩といった小規模な藩が領を分け合う形となっています。また、幕府直轄の天領が現在の四日市市東部や伊勢市南部などに点在するほか、伊勢神宮管轄の神領が伊勢市周辺にみられます。

三重県における近世の城郭は9つを数え、ほかに小大名の陣屋が3つあります。これらの近世の城郭を中心として建設された城下町が、本県の現在の市街地の基礎となっている場合が大半であり、桑名市をはじめ、亀山市、伊賀市、松阪市などは、現在でも城下町建設当時の歴史的な町割りを継承した形で、市街地が形成されています。

図8 江戸時代後期の藩領と主な城郭・陣屋



(参考資料:「三重の近世城郭—近世城郭遺跡の分布調査報告—」三重県教育委員会/昭和59年)

ウ 街道

三重県内における街道は、機能的に「東海道を中心とした東国と西国を結ぶルート」と「各方面から伊勢神宮参詣のためのアクセスルート」の2つに大別できますが、本県の街道の特性を把握する上では、「各方面から伊勢神宮参詣のためのアクセスルート」が重要と考えられます。

「各方面から伊勢神宮参詣のためのアクセスルート」は、東海道から四日市市の日永の追分おいわけで分かれ、伊勢湾沿岸を南下する伊勢街道が基幹道となり、各方面からの街道の大半がこの伊勢街道に合流する形になっています。

なお、街道の分岐点は追分と呼ばれ、当時は宿場として賑わいをみせたところも多く、伊勢街道の追分である、月本つきもと、六軒ろっけんなどでは今も当時の繁栄の名残が伺えます。

また、各方面からの街道が集中し、伊勢神宮への玄関口として機能していた松阪の宿場町は、商都松阪として栄え、商家のまち並みや豪商の立派な家並みが今なお、残されています。

一方、伊勢神宮と熊野三山を結ぶ熊野街道(熊野古道)は、両起点に信仰の対象がある貴重な街道で、熊野古道を含む「紀伊山地の霊場と参詣道さんけいみち」が、自然と人との深い関わりのなかで形成された、すぐれた文化的景観を持ち、現在まで良好な形で伝えられていることが高く評価され、平成 16 年に世界遺産リストに登録されました。

県内の主な国道や県道は、かつての街道を基本にしていることが多く、本県の各都市の特性や南北に都市が連たんするという特性は、これらの街道と関わりがあると考えられます。

図9 三重の街道



(参考資料:「三重県歴史の道整備活用総合計画Ⅰ」/三重県教育委員会/平成10年3月(ほか))

エ 集落と建築様式

本県には、農村集落や漁村集落、街道沿いに民家が連たんしてできた街村^{がいそん}と呼ばれる集落がみられます。

これらの集落における民家の建築様式は、身分階層や時代、地域など様々な条件により、様式や形態が異なり、地域のみでの明確な区分は難しいと考えられています。大きな外観上の特徴として平入り形式^{ひらい}と妻入り形式^{つまい}があります。

本県内では、平入りが一般的ですが、伊勢市を中心にした地域では、妻入りが比較的多くみられ、松阪市や志摩地方や牟婁地方でも一部みられます。

屋根形状は、ほとんどが切妻、または入母屋であり、屋根の勾配は4.5～5.0寸で、和瓦が多くなっています。外壁は、全般的には板張りが多く、厨子2階部分は真壁^{しんかべ}、塗り込め等になっています。また、鈴鹿市周辺から伊勢市周辺などの地域にかけては、刻み囲い^{きぎ}と呼ばれる杉板^{さきらこ}の簀子下見板張りで覆われているものが多くなっています。

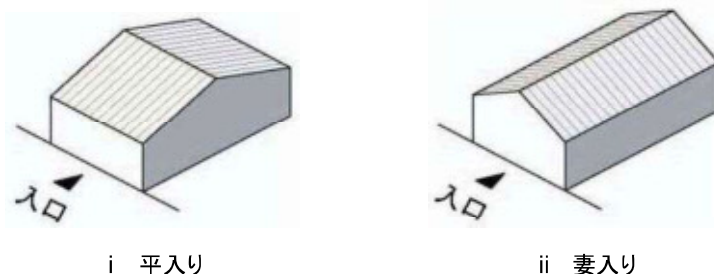
その他、「せがい桁^{けた}」「出桁^{でげた}」などと呼ばれる腕木方式^{うでぎ}の軒桁が県内全般にみられ、軒の出を深く取ることによって農村部などにおいては作業場として、街道沿いの町屋は人を招き寄せる場として工夫されたといわれています。

表1 三重の民家の特色（平入りか妻入りかについて）

北勢	中勢	南勢	志摩	伊賀	牟婁
平入り。 入口は正面 右よりで、他 地方もほとん ど同じ。	北勢に同じ。	伊勢市および その周辺には 妻入が多い が、漸次平入 りに変わって いく。	妻入りもある が平入りの方 が多い。	平入り。	妻入り。 右側から入 り、正面から は入らない。

（参考資料：「ふるさとを歩く三重の歴史と『民家』」/昭和55年）

図10 平入りと妻入りの比較



農村集落、漁村集落及び街村集落の各々の集落の特徴を概観すると、次のとおりです。

○ 農村集落

農村集落の民家は、ほとんどが敷地内に母屋と長屋などの付属屋の間に農作業用の広場をもっています。屋根は、かつては草葺きのものもみられましたが、今では入母屋屋根をもち、玄関も居室面より突きだし、入母屋屋根でつくられている場合が多くなっています。古い民家の中には、煙だし（越屋根）を持つものもみられます。

また、立派な門がまえ、長屋門を持つものもあり、これらは伊賀地方の住まいの原型といわれています。外構については、石積の上にさつきや榎などを植栽した生垣の他、板塀・土塀などもみられます。

図 11 農村集落のイメージ



○ 漁村集落

漁村集落の民家は、熊野灘に面した地域などに多くみられます。台風や津波、強風による被害を受けることが多く、建物や外構などに工夫が施されており、志摩市などの民家では、強風や大波からまもるため、建物の高さほどの石垣やコンクリート塀を設けたものもみられ、熊野灘沿岸などでは、津波対策として居住部分を2階または中2階以上とし、1階部分を鉄筋コンクリート造とするものもみられます。

また、平地が少なく傾斜地が多いことから、敷地が小さく、道路も狭く、階段状に迷路のように入り組んだ石垣の多いまち並みが形づくられています。

図 12 漁村集落のイメージ



○ 街村集落

街村集落は、もともと街道に沿って民家が密集した集落であり、宿場町などとして発展したものが多く、それらは主に町屋で構成されています。

町屋は、農村集落や漁村集落の民家に比べ、後発的に形成されたといわれていますが、伊勢市周辺の町屋は、全国的にも多い切妻造りの平入り町屋と屋根形状や平面形式が異なり、妻入り町屋となっていることに特徴があります。

また、妻入り町屋は、敷地の側面に雨水の処理などが必要なため、密度の高いまち並みの形成には限界があります。平入り町屋は、隣家と屋根を重ねることができるなど、高密度のまち並みをつくることのできる利点があります。

町屋の屋根の形状は、切妻屋根が多く、妻入りの建物は屋根に反りや起りをもつものも多くみられ、重厚な姿をみせています。

町屋の格子の多くは連子格子タイプであり、特色のあるものとして桑名市の太格子、伊賀市、亀山市関町の虫籠窓、塗り格子、伊勢地方の妻入り建物にみられる妻面の出格子の親子格子などがあります。

その他、軒がんぎ板（「霧除け」「がんぎ」「おだれ」などとも呼ばれる）は、主に津市、松阪市、伊勢市などの伊勢街道沿道で多くみられます。

図 13 軒がんぎ（霧除け）の取付位置と形状



(参考資料:「明日の三重の住まいとまちなみ」(社)三重県建築士会/平成4年度 ほか)

図14 集落の分布



(参考資料:「明日の三重の住まいとまちなみ」(社)三重県建築士会/平成4年度 ほか)

オ 文化財等

文化財は、文化財保護法により「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的として、国または地方公共団体が指定(選定)することができるかとされています。このうち、地域の景観を特徴づけるものに関して、その特性を示します。

a 有形文化財

有形文化財の中で、地域の景観を特徴づけるものとして、建造物があげられます。代表的なものとして、桑名市の旧諸戸家住宅(重要文化財)や津市の高田本山専修寺(国・県指定)、松阪市の旧松坂御城番長屋(重要文化財)などが指定されています。

b 記念物

〈史跡・特別史跡〉

史跡は、記念物のうち、城跡、旧宅その他の遺跡などで、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものであり、本県においては、桑名市の桑名城跡(県指定)、亀山市の旧亀山城多聞櫓(県指定)、松阪市の松阪城跡(県指定)、鳥羽市の鳥羽城跡(県指定)、伊賀市の上野城跡(国指定)など多くの城跡が指定されています。また、世界遺産リストに登録された熊野参詣道伊勢路(国指定)や松阪市の本居宣長旧宅同宅跡(特別史跡)、明和町の齋宮跡(国指定)、名張市の美旗古墳群(国指定)などもあります。

〈名勝・特別名勝〉

名勝は、記念物のうち、庭園、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いものであり、本県においては、鈴鹿市の伊奈富神社庭園(県指定)や津市の北畠氏館跡庭園(国指定)などの庭園や、伊勢市の二見浦(国指定)、名張市の赤目の峡谷(国指定)などが指定されています。また、熊野市の瀨八丁(特別名勝)などもあります。

〈天然記念物・特別天然記念物〉

天然記念物は、記念物のうち、動物及び植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものであり、本県においては、鈴鹿市の長太の大クス(県指定)、御浜町の引作の大クス(県指定)などの巨木や、熊野市の熊野の鬼ヶ城附獅子巖(国指定)などが指定されています。

c 登録文化財

登録文化財とは、平成8年の文化財保護法の改正により、従来の文化財「指定(選定)」制度に加え、新たに創出された制度で、国または地方公共団体の指定を受けていない有形文化財、有形の民俗文化財、記念物のうち、保存及び活用の措置が特に必要なものを登録できるようになりました。

県内には、現在でも砂防施設として、機能している県内初の練石積堰堤である朝明川砂防堰堤、レストランとして活用されている四日市市の旧東洋紡績株
富田工場原綿倉庫、まちづくり活動の拠点となっている伊勢河崎商人館をはじめ、多くの登録有形文化財があります。

d 文化的景観

平成 17 年に改正された文化財保護法により、文化的景観が新たに文化財として定義付けされました。文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされています。

文化的景観は、景観法に基づき、景観計画区域や景観地区内にある景観であり、また、都道府県又は市町村の申出に基づき、国が「選定」することにより、重要文化的景観として位置づけられます。

国による「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」では、県内における文化的景観の候補として、熊野市の丸山千枚田、御浜町のシシ垣、伊勢湾松阪沖の海苔ひび、桑名市の輪中などがあげられています。

また、世界遺産リストに登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」は、「自然と人間の営みが長い時間をかけて形成した風景」として文化的景観の価値が認められたものです。

e 伝統的建造物群

伝統的建造物群とは、周囲の環境と一体となして歴史的風致を形成している建造物群で価値の高いものをいい、市町が、都市計画または条例により伝統的建造物群保存地区を定め、国はそこから価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定します。

県内においては、亀山市の関宿が、重要伝統的建造物群保存地区として選定されています。

f 近代化遺産

近代化遺産とは、明治維新以降、国家や社会の近代化を支えた産業、土木、交通に関する建築物・構造物などのことをいいます。

三重県においては、港湾、道路、紡績等の施設が各地に残っており、文化財として保存と活用に資することを目的に、「近代的手法によって造られた建造物で、産業・交通・土木等に関わるものであり、江戸時代末期から第二次世界大戦終結時(昭和 20 年)までに造られたもの。」を対象として、基礎資料の収集に努めるなどの取組が昭和 50 年代からなされています。

県内には、現在でも稼働している四日市市の鉄道可動橋である末広橋梁や潮吹穴が設けられ特異な景観をつくっている四日市港旧港防波堤、伊勢神宮参拝などを目的に御遷宮博覧会跡地に整備された宇治山田駅などがあります。

これらのうち、重要なものは、重要文化財に指定されたり、登録有形文化財として登録され、保存及び活用がなされています。

カ 名所図会めいしょずえに描かれている景観

名所図会めいしょずえには、伊勢神宮や熊野三山への参詣を目的とした多くの人々が、街道沿いの名所や海や山々の眺望を楽しんでいる様子が数多く描かれています。

伊勢参宮名所図会いせさんぐうめいしょずえには、京都から伊勢神宮に至る行程における名所や伊勢神宮内宮・外宮などについて紹介されており、紀伊国名所図会きいのくにめいしょずえには、熊野灘沿岸部の景勝地について多く紹介されています。また、東海道名所図会とうかいどうめいしょずえには、県北部の一部が紹介されています。

〈伊勢参宮名所図会〉

「香良洲からす」など津から伊勢神宮にかけての伊勢湾沿岸部の図会では、白砂青松の美しい海岸線や街道沿いの宿場町の賑わいなどが描かれています。「松坂大橋」など内陸部の図会では、街道のまち並みや山々への眺望が描かれています。

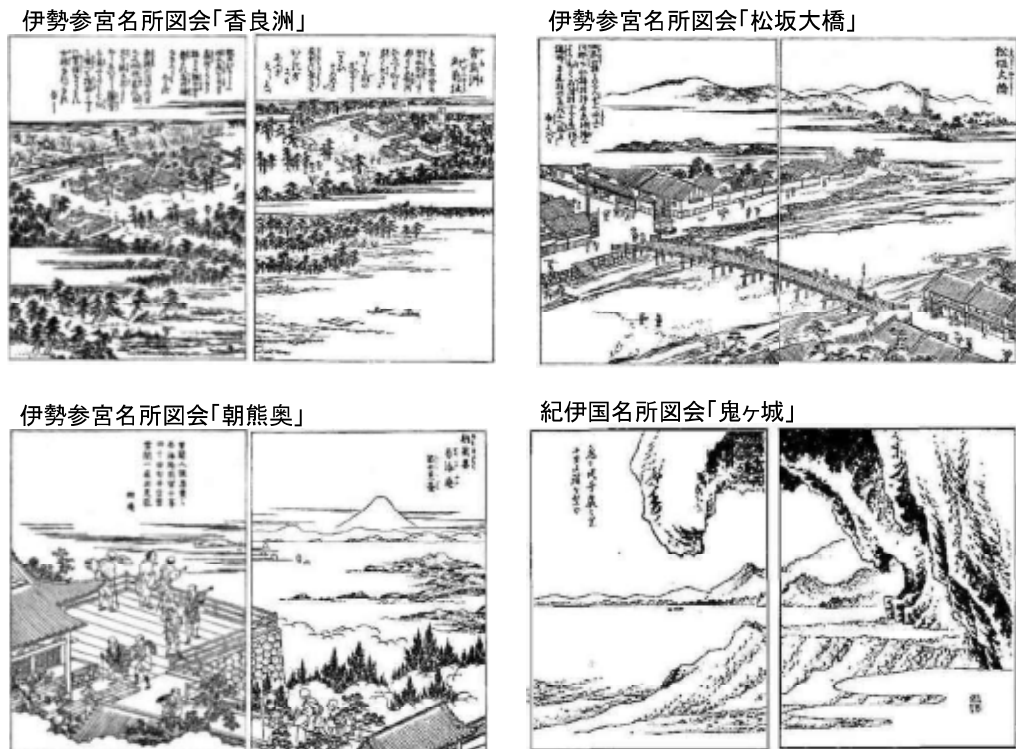
「朝熊奥あさまおく」など志摩半島の峠や沿岸部の図会では、海や島々への眺望が描かれています。

また、「朝熊奥あさまおく」や「二見浦ふたみがうら」には富士山への眺望を楽しむ様子が描かれているなど、この他にも眺望の視点で多くの絵が描かれています。

〈紀伊国名所図会〉

伊勢参宮名所図会では、街道筋の賑わいが随所に描かれているのに対し、紀伊国名所図会では、「鬼ヶ城おにがじょう」「花の窟いわや」「獅子巖ししいわ」など沿岸部の自然の景勝地が多く描かれており、今と変わらない景観をみることができます。

図 15 名所図会に描かれている景観



(参考資料:「伊勢参宮名所図会」、「紀伊国名所図会」国書刊行会)

キ 文学に描かれた三重の景観

文学の世界においても、三重県内の豊かな景観を題材として描かれた作品がつかられ、また、三重県で生まれ育った人々の中から、多くの文学者が登場しています。

作品としては、三重県内の美しい自然景観や歴史に彩られた景観などを描いたものが多くみられます。

また、旅行者、滞在者の視点から描いた作品も多く、名所・旧跡の多い三重県の特徴があらわれています。

表2 文学に描かれた景観

著者名	作品名	市町名等	景観資源等
泉 鏡花	<small>うたあんどん</small> 歌行燈	桑名市	まちの面影
斉藤 緑羽	善悪押絵羽子板	四日市市	四日市港
丹羽 文雄	尼の像	津市	<small>せんじゅじ</small> 高田本山専修寺
湯川 秀樹	旅人	津市	まちの賑わいや沿岸部の風景
梶井 基次郎	城のあるまちにて	松阪市	伊勢平野、伊勢湾を望む眺望
イザベラ・バード	バード日本紀行 Unbeaten Tracks in Japan	伊勢市	山田の町のまちなみ
三島 由紀夫	潮騒	鳥羽市	リアス式海岸や島々
壺井 栄	<small>まとや ひよりやま</small> 伊勢の的矢の日和山	伊勢志摩	リアス式海岸や島々
中里 介山	<small>だいぼさつとうげ</small> 大菩薩峠	伊勢志摩	まちの面影
柳田 国男	豆の葉と太陽	志摩市	<small>こう まきがき</small> 国府の槇垣の美しい集落
岸 宏子	忍び歌	伊賀市	まちの面影
北泉 優子	忍ぶ糸	伊賀市	城下町の風景など
江戸川乱歩	ふるさと発見記	名張市	名張川や歴史的なまちなみ
中上 健次	千年の愉楽	尾鷲市 熊野市	起伏ある山々や熊野灘
井上 靖	死と恋と波と渦	熊野市	<small>おにがじょう</small> 鬼ヶ城周辺 起伏ある山々や熊野灘

(参考資料:「NHKふるさとデータブック5(東海)」編著 NHK情報ネットワーク/1992年 (ほか))

ク 方言

三重県は、南北に長く、地形や気候その他の条件などから、各地域において、自然環境や生活様式も異なっています。また、険しい山など当時の地域間の交流面では、自然の障壁が大きかったと推察され、様々な条件により、各地で個性ある「ことば」としての文化が形成されています。

近年は、各地域間の交流が盛んになり、文化の地域境界があいまいになりつつありますが、本県の方言は、大きく北三重方言と南三重方言とに分けられ、さらに、北三重方言は伊賀方言と北・中伊勢方言に、南三重方言は志摩・南伊勢方言、北牟婁方言、南牟婁方言とに分けられます。これをみると、伊勢国、志摩国、伊賀国、紀伊国の4つの旧国の境界が、方言の区割にも大きく関わっているといえます。

また、県北部で愛知県方言の地域と接していますが、方言の境界は県境ではなく長良川と考えられており、長良川左岸地域の桑名市長島町や木曾岬町は愛知県方言と共通し、北三重方言とは異なっています。

方言が直接景観に与える影響は少ないと思われませんが、近年、松阪市嬉野町の「ありがとう」の意味の「おおきん」をテーマにした祭りの実施、名張市の「寄ってください」の意味の「よってだあこ」を拠点名にしたシルバー交流サロンの整備など、地域の方言を地域のまちづくり活動に積極的に活かしている事例もみられます。

図 16 三重県の方言



(参考資料:「日本のことばシリーズ24 三重県のことば」編著 平山輝男/平成12年 ほか)

③ 社会・経済的特性

ア 人口

三重県の人口動向は、国勢調査によると、平成 17 年 10 月 1 日現在で 1,866,963 人と平成 12 年度よりも 9,624 人、約 0.5%の増加となっていますが、人口の増加率は年々縮小し、平成 7 年調査時点からの県平均人口増加率は、約 1.4%と、全国平均人口増加率(約 1.8%)以下となっています。

今後、本県の人口は、人口推計(平成 12 年度)の上で、平成 22 年以降減少していくと予想されています。

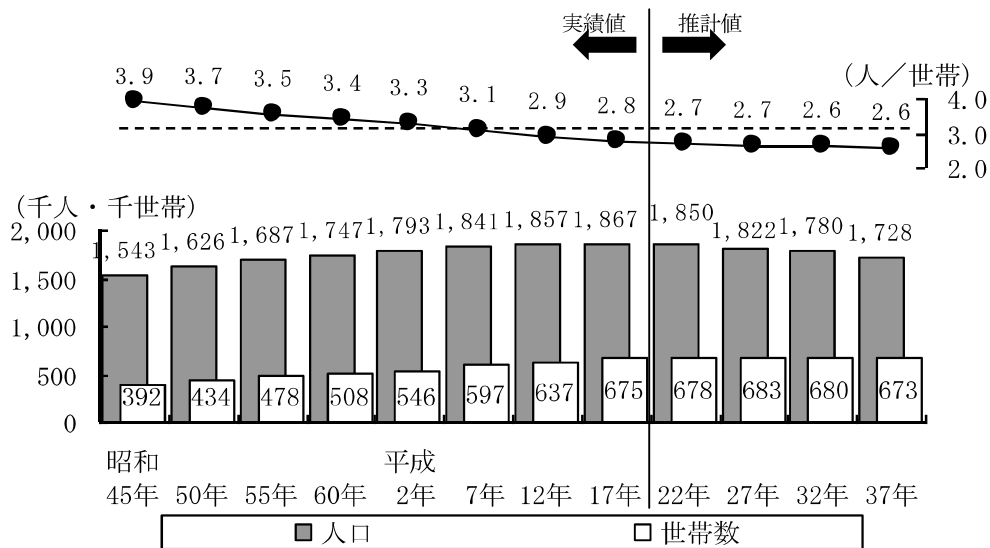
また、世帯数の動向は、年々増加傾向にあり、平成 17 年には 675,459 世帯と平成 12 年よりも約 6.1%増加していますが、1 世帯当たりの世帯人員は、平成 12 年の約 2.9 人に対し、平成 17 年は約 2.8 人と、世帯規模は年々減少傾向にあります。

県土における人口の状況を見てみると、亀山市及び鈴鹿市から北の地域で県全体の約 44%の人口を占めており、平成 12 年から平成 17 年にかけての人口増加率は増加している市町が多くみられます。

また、これに津市、松阪市の人口を加えると、全体の約 70%となります。

明和町や多気町、大台町より南の地域では県全体の約 19%の人口を占めていますが、各市町の人口は減少傾向にあります。

図 17 三重県の総人口及び総世帯数の推移と将来の推計値



資料 1：昭和45～17年度の人口・世帯数は国勢調査

資料 2：平成22～42年の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『都道府県の将来推計人口 -平成14(2002)年3月推計-』

※平成12年度までのデータから平成17～42年を推計した数値より平成22年以降を抜粋として算出されており、平成22年以降を抜粋してグラフに掲載している

資料 3：平成22～37年の将来推計世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所の

『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計) -平成17(2005)年8月推計-』

※平成12年度までのデータから平成17～37年を推計した数値より平成22年以降を抜粋

图 18 市町別人口分布



(参考資料:「国勢調査報告書」総務省統計局)

イ 交通網と地域開発

三重県は、中部圏、近畿圏双方の経済圏に含まれ、近畿日本鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)(JR東海)、西日本旅客鉄道(株)(JR西日本)の各鉄道路線や、東名阪自動車道、名阪国道、伊勢自動車道などの広域的な道路で両圏域と結ばれています。

これら広域交通網の発達に併せ、県北中部を中心に大規模な工業団地や産業の集積がみられます。

今後、第二名神高速道路、東海環状自動車道、近畿自動車道紀勢線などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの幹線道路、また、そのアクセス道路の整備に伴い、景観に影響を及ぼすような地域開発が進むことも予想されます。

海上交通としては、鳥羽市から渥美半島への航路が整備されており、これに加えて近年、中部国際空港へのアクセス航路が津市をはじめ、四日市市、松阪市で開設されています。

将来の構想としては、リニア中央新幹線や伊勢湾口道路、東海南海連絡道の整備、「三重・畿央地域」への首都機能移転があります。

図 19 三重県の主な交通網と地域開発



(参考資料: 三重県県土整備部資料)

ウ 都市計画と市街地景観

三重県内の都市計画区域は、県北部から志摩半島北部に至る伊勢湾沿いのエリア、上野盆地エリア、志摩半島南部から県南部に至る熊野灘沿いのエリアの3つに分けられます。

そのうち、市街化区域と市街化調整区域とに区分された都市計画区域は、伊勢平野と上野盆地の主要都市の2地域となっています。

特に本県で景観形成上重要な役割を果たす地域地区としては、伊勢市(2地区)や名張市(4地区)の高度地区、亀山市の伝統的建造物群保存地区、四日市市(1地区)や津市(4地区)、伊勢市(9地区)、鳥羽市(7地区)における風致地区などが挙げられ、その他、関連する制度として、建築協定や地区計画制度を活用した住宅団地もみられます。

県内の都市の多くは、かつての街道筋(東海道、伊勢街道、熊野街道など)の宿場町や城下町、門前町などを中心に発展しているため、市街地の中心部には街道が通り、これと平行あるいは拡幅する形で広域交通網が整備され、その沿道あるいは鉄道駅周辺には、戦災復興を含む土地区画整理事業や街路事業、市街地再開発事業などの都市計画事業等により新たに整備された市街地が、かつての町割りなどが残る歴史的都市構造を引き継いだ都市空間と共存又は包含する形で存在しています。

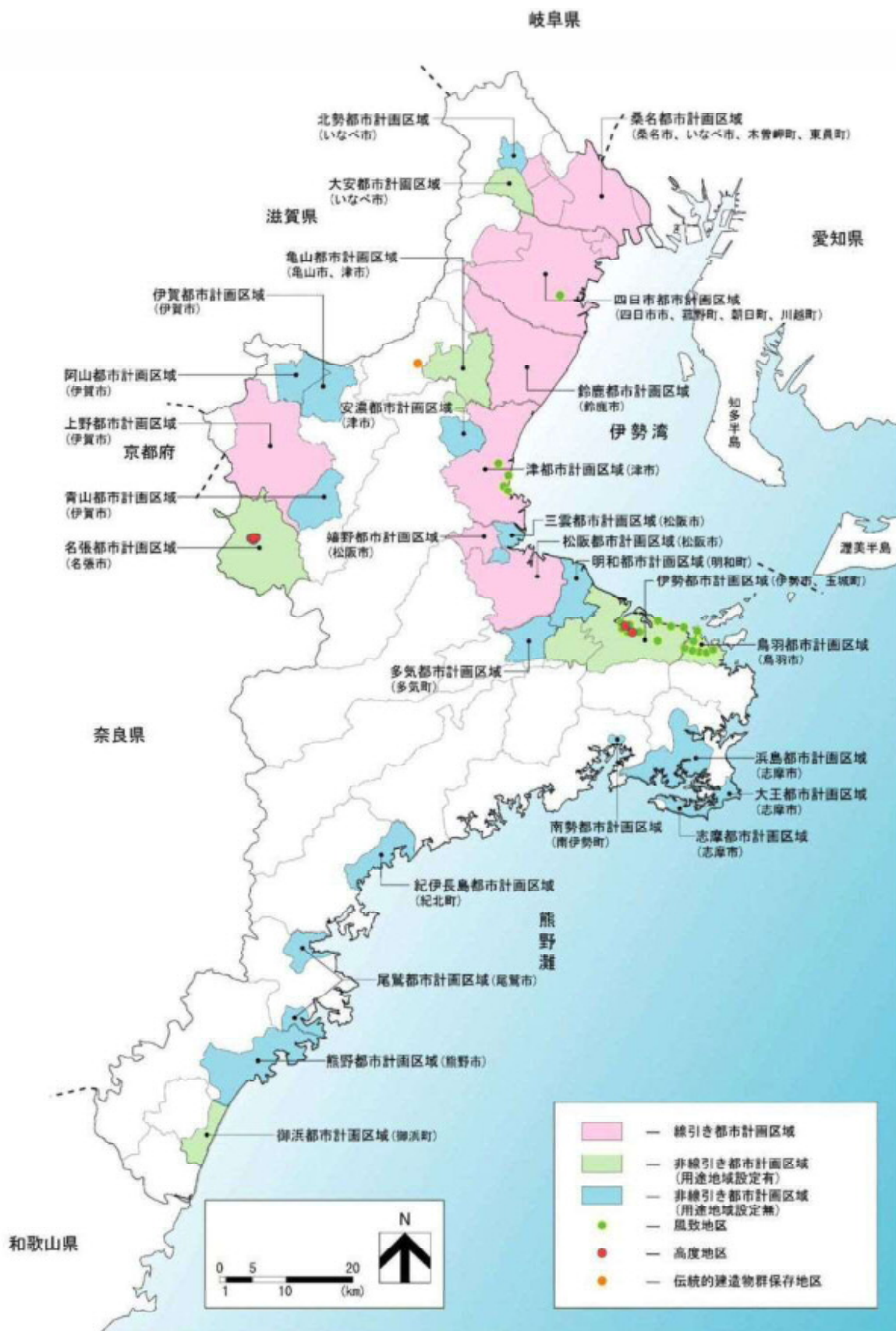
これらの市街地の都市構造は、全体的な傾向として、明治時代以前は城下町、門前町、または街道筋の宿場町としての性格を持った都市として発達していることなどから、戦災復興土地区画整理事業が実施された県内4市(桑名、四日市、津、伊勢)では、中心部の市街地改造が実施されているものの、その他の都市は概ねこれらの都市構造を現在に継承しており、歴史的なまち並みが今なお残るところがあります。

また、これらの地域では、近年、高層マンション等の建設が進められている地域が多く見受けられ、歴史的な風情が残る地域においては、住民と事業者との間でマンション建設に関する訴訟が起こされている事例もあります。松阪市においては、地域住民が高層建築物に関するルールづくりを行い、都市計画法の規定による地区計画を策定しています。

市街地の周辺部においては、市街地のミニ住宅地開発や、公共・公益施設の郊外移転、工場の郊外進出、幹線道路沿道の大規模商業地開発、郊外部の大規模住宅団地開発などにより、市街地が拡大していく傾向があります。

このような中、「まちづくり三法(都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法)」が改正され、市街地の無秩序な拡大の抑制や、地方都市の中心市街地衰退の解消が期待されています。

図 20 三重県の都市計画



(参考資料: 三重県各市町の都市計画図(ほか))

エ 屋外広告物

三重県では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、三重県屋外広告物条例を定め、屋外広告物の設置等について規制を行っており、現在、一部の地域を除き、屋外広告物の設置等に際しては、許可が必要となっています。

また、平成2年には、全国に先駆けて、沿道の良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進するため、屋外広告物沿道景観地区を指定し、通常の許可基準より厳しい景観風致維持基準を適用するなどの先進的な取組を行い、現在では5箇所において屋外広告物沿道景観地区を指定しています。

さらに、屋外広告物などの規制による景観づくりは、住民に最も近い基礎的自治体である市町が担う役割が大きいとして、権限の移譲を行っており、現在、津市、松阪市、鈴鹿市及び大紀町において許可事務を行っています。

県内の屋外広告物の現状については、平成16年度の実態調査によると、未許可で設置されている違反屋外広告物が多く、その対応が課題となっています。

また、県内全体の良好な景観の形成にあたっては、今後、屋外広告物の設置等について、適正な誘導が重要であると考えられます。

図 21 三重県屋外広告物条例に関する事務処理の市町への権限移譲の状況



(参考資料:「三重県屋外広告物条例」三重県県土整備部資料/平成19年)

図 22 三重県屋外広告物条例における地域・地区



(参考資料:「三重県屋外広告物条例」三重県県土整備部資料/平成19年)

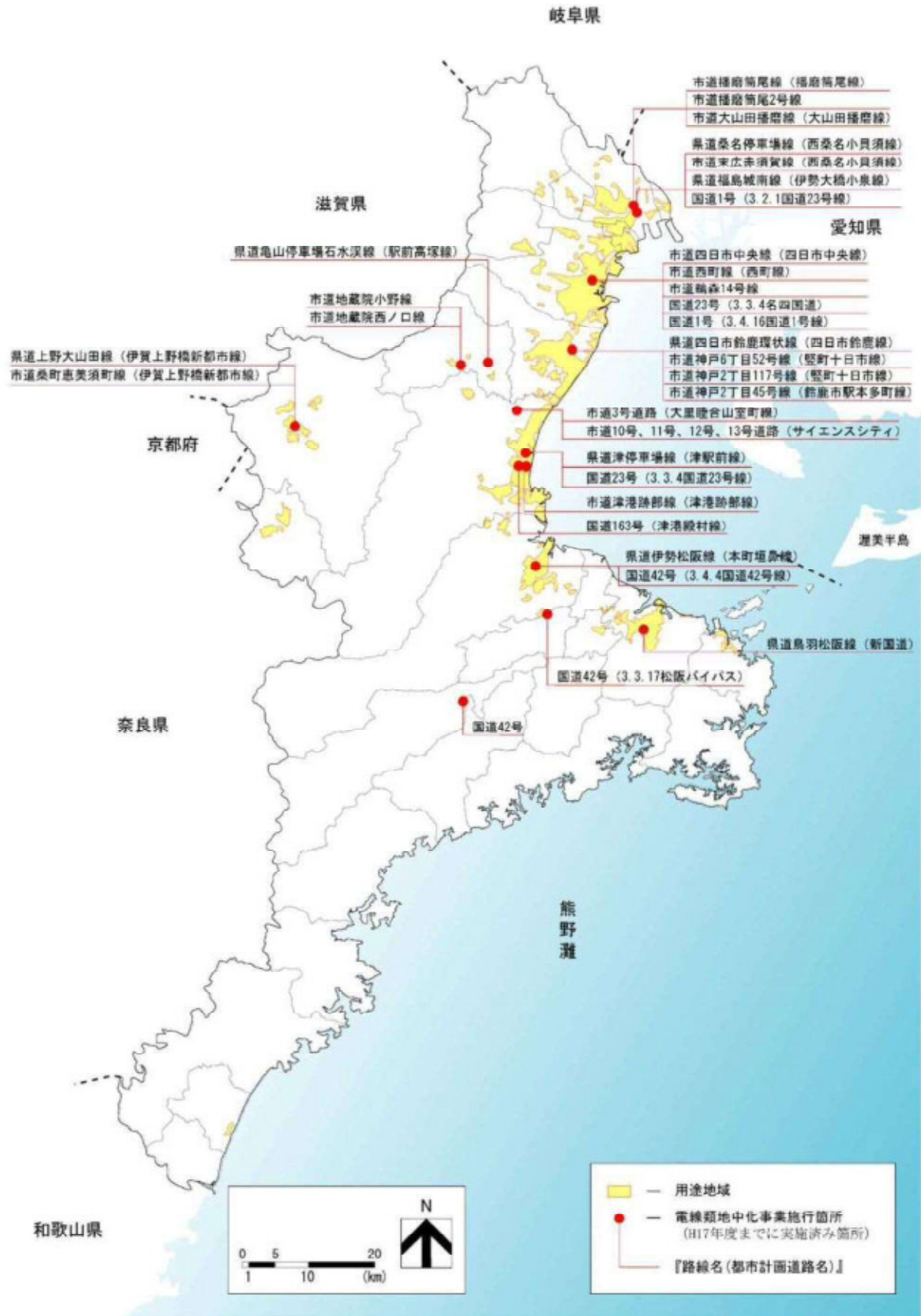
オ 電線類の地中化

電線類の地中化は、電力線や電話線、CATV等の架空線となっている電線類を地中化し、良好な都市景観の形成、歴史的なまち並みの保全、路上工事の削減による渋滞の減少、歩行空間のバリフリー化に加え、防災対策(緊急輸送道路・避難路の確保)という観点から効果があります。

電線類地中化事業は昭和61年度から始まり、平成17年度までに約42kmの地中化を実施してきていますが、平成17年度末において三重県の市街地の幹線道路における無電柱化率は3.1%と低い状況になっています。

現在は、平成16年度から始まった「無電柱化推進計画(H16～H20)」に基づき事業推進中で、当計画に位置づけられた箇所について地中化等の整備を進めていくこととしています。

図 23 電線類地中化事業施行箇所



(参考資料:三重県県土整備部資料)

カ 産業

三重県の産業について、農業、林業、水産業、商業、工業、観光に分類し、それぞれの特性を示します。

a 農業(※)

本県は、温暖な気候に恵まれ、中部圏と近畿圏の大消費地に隣接していることなどから、地域の特色に応じた様々な農畜産物の産地が形成されています。

北中部では、伊勢平野、上野盆地を中心にして山間部に至る広い範囲で稲作が盛んに行われており、また、鈴鹿山脈山麓部の四日市市、鈴鹿市、亀山市や高見山地山麓部の松阪市、大台町、紀伊山地山麓部の度会町では、お茶が栽培され、鈴鹿山脈山麓部の平坦地では、花木類栽培などのまとまりのある農業の景観がみられます。

南部では、起伏に富んだ地形が多く、斜面に石積みをして築かれた丸山千枚田などの棚田や野菜やみかんの作付を主体とした海岸部のだんだん畑などの特徴ある景観がみられます。

b 林業(※)

本県は、豊かな森林性有機質土の土壌や温暖な気候などの条件に恵まれていることから、古くからスギ、ヒノキなどを中心とした林業が盛んに行われてきました。

森林面積は、県土面積の 65%を占めており、民有林人工林率は 62%と高く、我が国有数の人工林地帯を形成するとともに、これらの豊かな森林資源を背景に、多くの木材や製材品等を生産・出荷しています。特に尾鷲市周辺地域は、尾鷲ヒノキの産地として知られています。

c 水産業(※)

本県の海岸部では、伊勢湾に面する直線的な海岸で藻類^{そうるい}養殖が盛んに行われ、冬には沖に「海苔ひび」の景観がみられます。志摩半島や県南部のリアス式海岸では、漁村が点在し、真珠養殖やタイ、ハマチ、カキなどの養殖が行われています。特に志摩半島における水産業は、地域の代表的な産業となっており、英虞湾の養殖筏など、自然景観と共存する特徴的な産業の景観が見られます。

d 商業

本県の主な都市は、伊勢街道等の交通の要衝として栄えた宿場町や追分、城下町が現在の市街地の原型となっており、近年まで商業の中心地でしたが、現在は、大規模商業施設やコンビニエンスストアなどの利便性の高い店舗へ消費者が流れたため、商店街では空店舗が目立つ状態となっています。

このような中、「まちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法）」が改正され、中心市街地における商業等の活性化が期待されています。

また、特に県北部から中部にかけての田園地帯では、幹線道路沿道に郊外型の大規模商業施設がみられます。

e 工業

本県の工業地帯は、中部圏と近畿圏との広域交通網の結節点となる県北部に集中しており、海岸部においては石油化学コンビナートなどの工場が集積し、平野部、山麓部においては、工業団地の造成などによる液晶機器、自動車工場をはじめとする大規模工場がみられます。

f 観光

三重県は、県土の約 35%以上が自然公園区域という豊かな自然と美しい景観、伊勢神宮、熊野古道に代表される歴史・文化に育まれた景観をもち、また、伊勢エビ・松阪牛などの海・里の幸に恵まれた全国でも有数の観光地となっており、観光レクリエーション入込客数は、年間 4,000 万人を超え、そのうち約 60%が自然公園区域内への入込客となっています。

また、大規模レジャー施設が複数立地しており、本県の観光地の賑わいのある景観をつくりだしています。

※注)

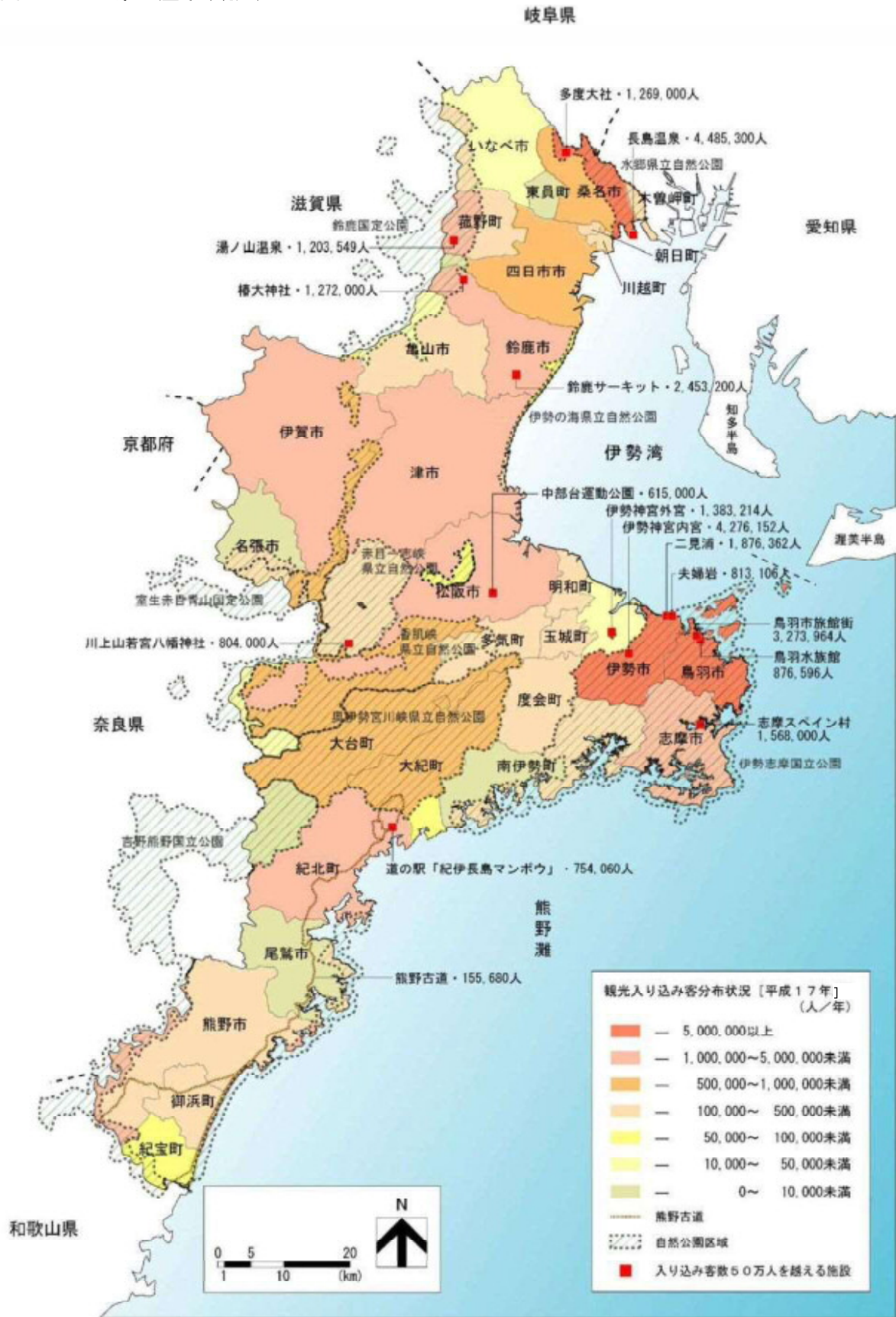
県土の「産業」についての景観特性は、「社会・経済的特性」の項において整理していますが、農業、林業、水産業に関しては、景観の視点では自然的な特性が重要となるため、「第 2 章 2 地域別特性」及び「第 4 章 良好な景観の形成に関する方針」では「自然的景観」に類型区分しています。

図 24 三重県の産業(農業、林業、水産業、商業、工業)



(参考資料:「三重県の植生図」本編P9、「水産要覧2006」三重県/平成18年4月、「三重県工場適地概況図」三重県/平成18年3月 (ほか))

図 25 三重県の産業(観光)



(参考資料:「観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書」三重県/平成17年)

④ 眺望

山地・山脈や森林、棚田、丘陵地、海・海岸や河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所や対象が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力であるとともに、地域の人々にとって、心の癒しや安らぎにもなっています。

眺望景観とは、一般的にかなり広い範囲を示すことが多く、視点場（眺めを楽しむ場所）から視対象（眺められる対象物）を眺望したときに視覚で捉えられる景観のことをいいます。また、その対象には、遠景（遠くに見える景観）、中景（遠景と近景の中間に位置する景観）、近景（視点場の近くに見られる景観）があり、本県では、遠景や近景を見通した遠景（歴史的まち並みから眺める山並みなど）が多くみられます。

県内には、鈴鹿山脈や布引山地などから望む伊勢平野や伊勢湾の眺望、伊勢湾の海岸から望む朝日や夕陽、鈴鹿山系等の山並み、志摩半島の朝熊山などから望む美しいリアス式海岸の眺望、上野盆地における四方の山々の眺望、沿岸部から望む雄大な熊野灘の眺望など、美しい景観を望める場所が数多くあります。

自然公園における、眺望景観を楽しむための場所（視点場）としては、木曾三川が一望できる多度山展望台や、伊勢平野が一望できる鈴鹿スカイライン、美しいリアス式海岸を望む志摩市の横山展望台、伊勢志摩スカイラインなどがあり、多くの観光客等が訪れています。

また、市街地には松阪城跡や伊賀上野城跡などから望む市街地のまち並みや瓦屋根の眺望景観に加えて、津市の高田本山専修寺山門など地域のシンボルとなるものへの眺望や、東海道関宿の追分や初瀬街道などの歴史的まち並みを見通してみる背景の山並みへの眺望など、その都市の持つ長い歴史や伝統文化を彷彿させ、地域の誇りとなる景観を楽しむことができます。

(2) 景観構造

本県の景観は、景観特性をふまえると、美しい山並みや起伏に富んだ山々、広大な田園、河川、白砂青松の砂浜、リアス式海岸、街道沿いに発展した市街地などで構成されており、その骨格としては、地勢・地形、水系(海や海岸線含む)が基本となり、県土の景観構造は次のとおりになります。

① 中央構造線より北側の山地地域

中央構造線より北側の山地地域は、県境を縁取り伊勢平野を取り囲むように連なる養老山地、鈴鹿山脈、布引山地、高見山地などの山々で構成され、伊勢平野からの眺望の対象となるなど、雄大な山並みとして存在します。

② 中央構造線より南側の山地地域

中央構造線より南側の山地地域は、紀伊山地や台高山脈などの山々で構成され、平地部、河川、海岸線から急峻な地形で立ち上がり、海や川など近接する他の自然景観と一体となり、美しい自然の風景を形成しています。

③ 大規模河川を中心に広がる伊勢平野地域

伊勢平野地域は、木曾三川とよばれる木曾川、長良川、揖斐川をはじめ、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川等の河川下流部流域から、伊勢湾沿岸部にかけて広がります。この平野部には、まとまりのある広大な田園地帯が広がり、海や山へ広がりのある眺望が得られ、また、伊勢湾沿岸部に沿うように、人口 10 万人以上の都市が連たんしています。

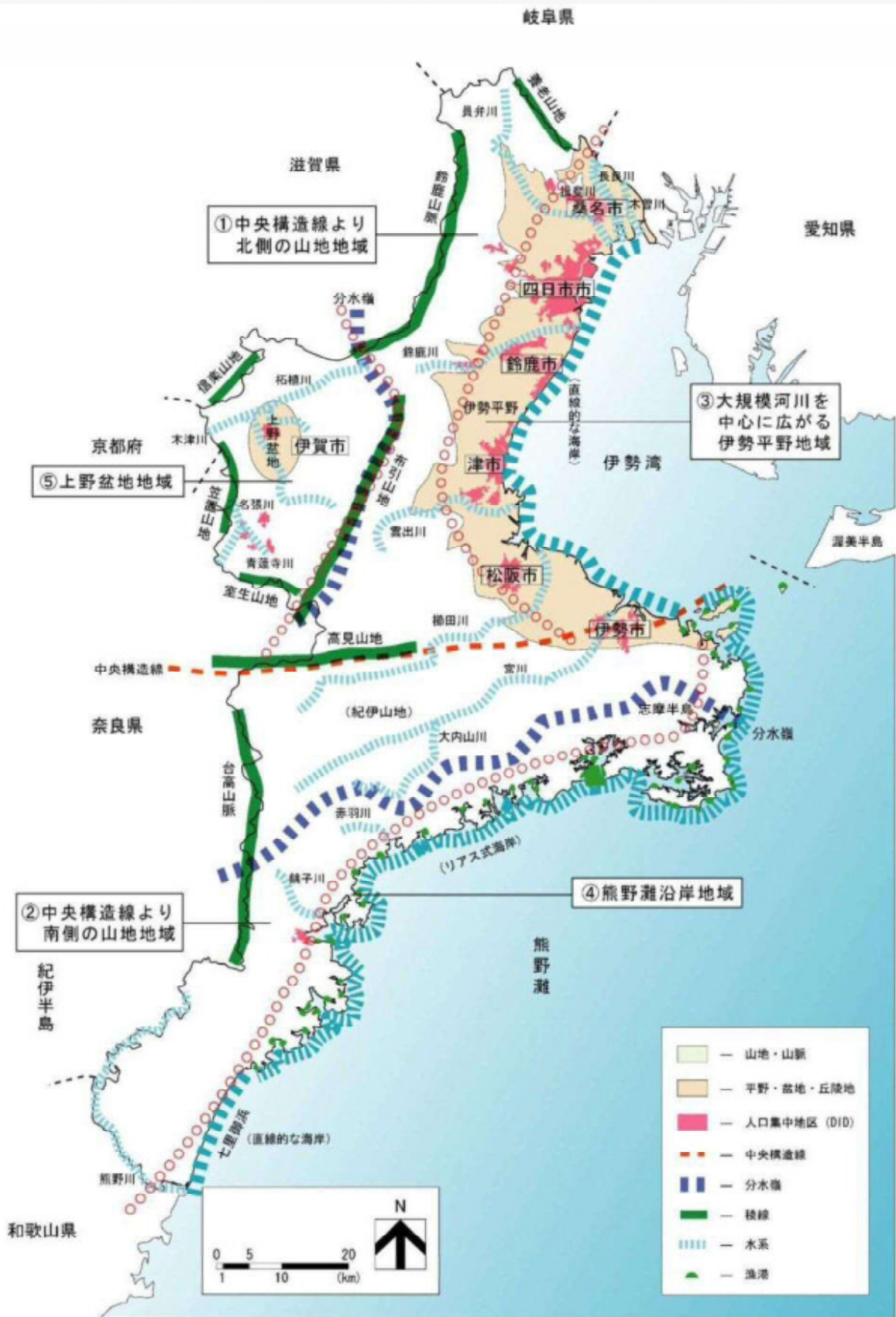
④ 熊野灘沿岸地域

志摩半島から七里御浜にかけての熊野灘沿岸地域は、点在する平地や海と山が複雑に入り組んだリアス式海岸と、七里御浜と呼ばれる直線的な海岸線沿岸部、及びこの中に点在する平地で構成され、漁村や市街地、田畑などがわずかな平地部にみられます。また、海岸部からは雄大な熊野灘への眺望が得られます。

⑤ 上野盆地地域

上野盆地地域は、本県で唯一、木津川から淀川を経て西方に流れ、大阪湾に注ぎ込む河川を有しています。また、四方を布引山地や室生山地などの山々にとり囲まれた盆地となっており、市街地部からは、これら折り重なる山々への眺望が得られます。

図 26 景観構造図



(3) 県民の景観への意識

① 県民アンケートの実施

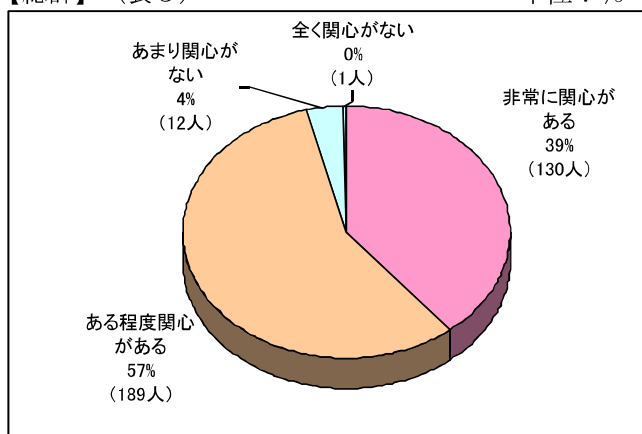
■アンケート概要

- ・対象者 : e-モニター 420名 (内、回答者 332名、回収率 79%)
 e-モニター：三重県が、各種の行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムです。アンケートの対象者は、三重県が、選挙人名簿から、候補者を、性別、年齢層など属性別に均等、かつ無作為に抽出し募集を行い、これにご応募いただいた420名の県民の方々です。
- ・実施期間：平成18年6月6日～6月25日 (20日間)

② 県民の関心

景観への関心についてみると、「非常に関心がある」が39%、「ある程度関心がある」が57%と、合わせて96%が関心があると回答しており、関心が高いことがわかります(表3)。

【総計】 (表3) 単位：%

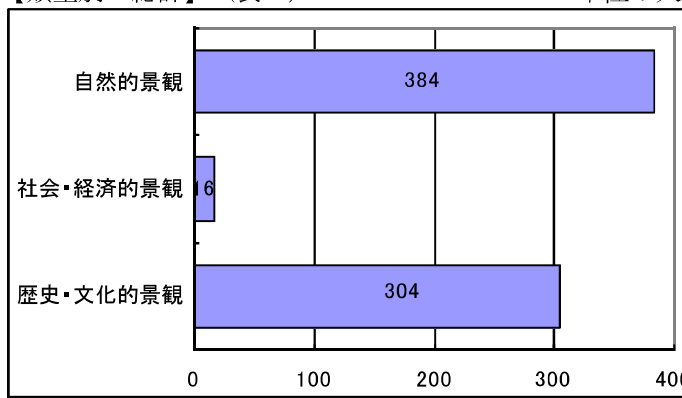


③ 残したい景観

県民アンケートにおける、本県の「残したい景観」についてみると、類型別では、「自然的景観」に対して384人(約55%)、「歴史・文化的景観」に対して304人(約43%)の回答が得られました(表4)。

項目別に見ると「伊勢神宮」が130人(全体の約18.5%)、次いで「熊野古道」が65人(約9.2%)と特に多くの回答が得られています。そして「リアス式海岸」「宮川」の33人(約4.7%)、「御在所岳」、「七里御浜」、「熊野灘」、「鈴鹿山脈」、「旧東海道の景観」、「英虞湾」、「きれいな海と海岸の景観」が約2%以上と続きます(表5)。

【類型別・総計】 (表4) 単位：人

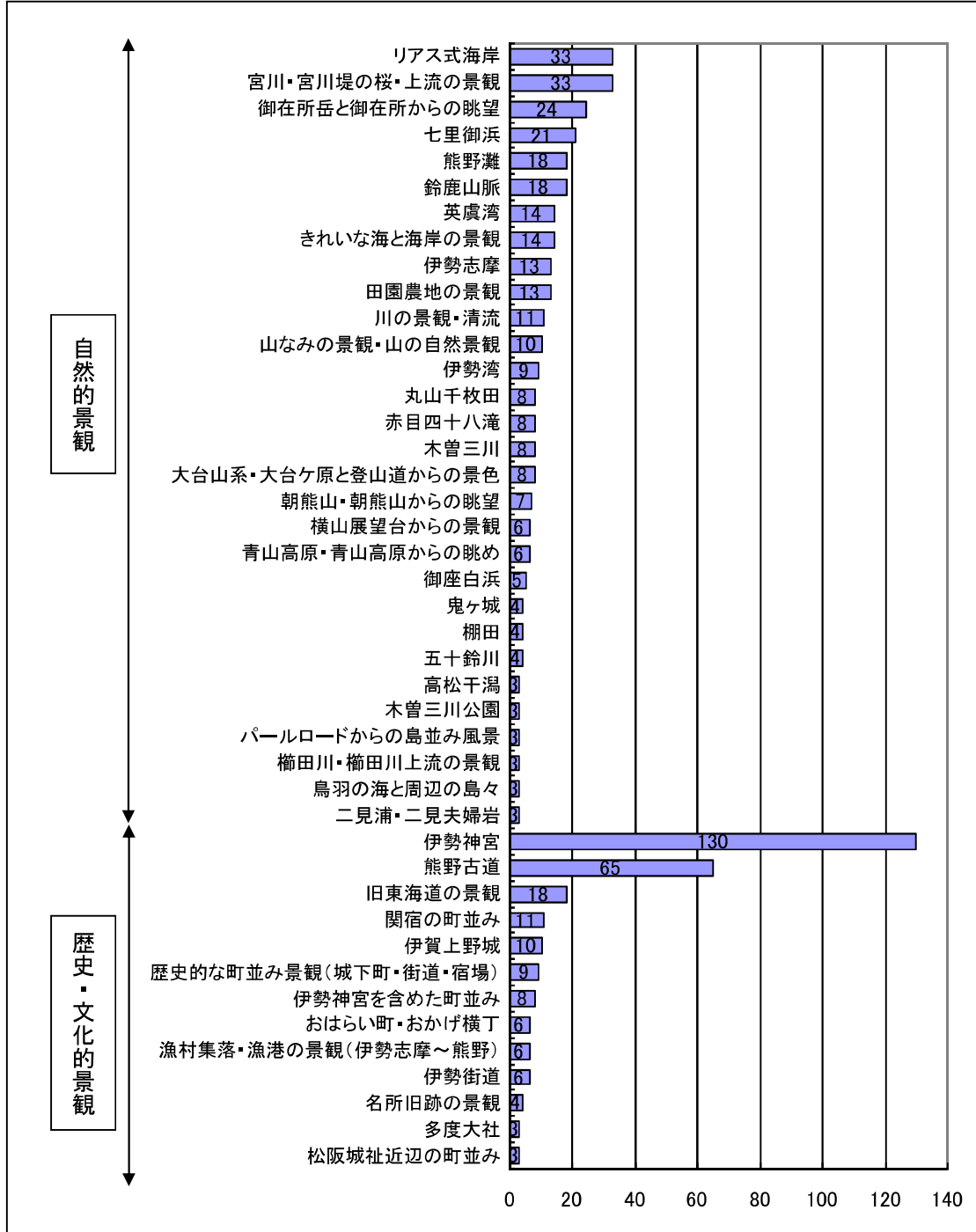


【項目別】（表5）

※3人以上の回答が得られた項目のみグラフ化

（社会・経済的景観は3人以上の回答が得られた項目がないため省略）

単位：人



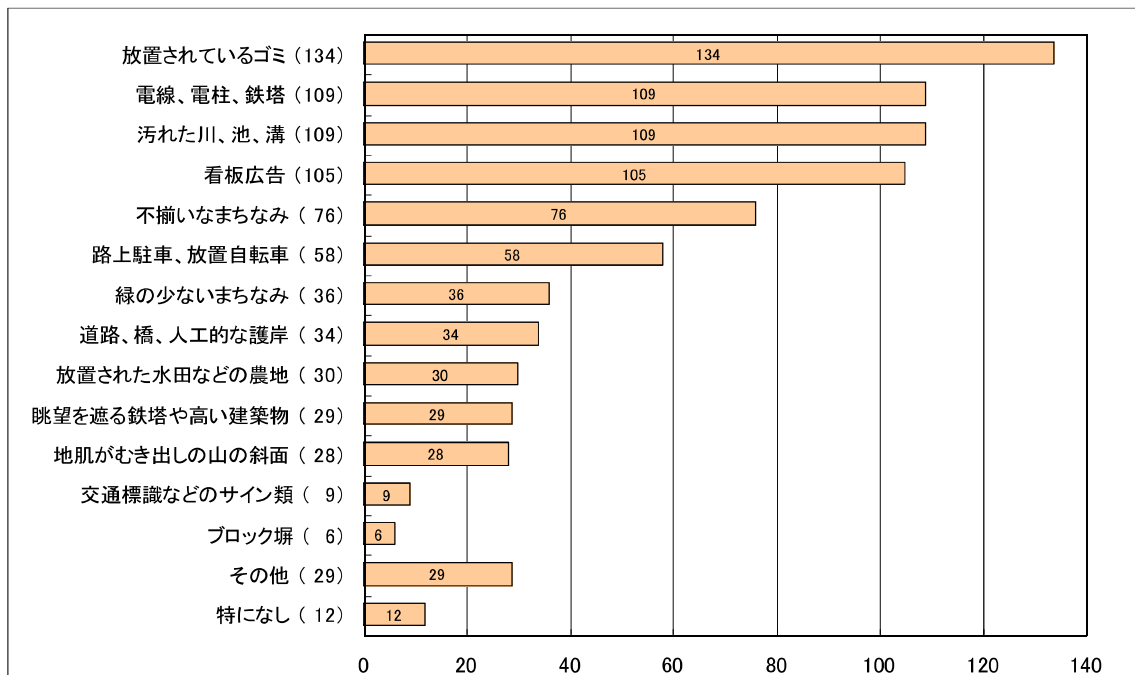
④ 地域の美しさを損ねているもの

住んでいる地域の美しさを損ねているものについての回答をみると(3つまでの選択式)、「放置されているゴミ」が最も多く、次いで「電線、電柱、鉄塔」、「汚れた川、池、溝」、「看板広告」の順となっており、いずれも100人以上が選択しています。

また、「不揃いなまちなみ」、「路上駐車、放置自転車」がこれに続いています(表6)。

【総計】 (表6)

単位：人



2 地域別景観特性

本県は南北に細長い県土を有するため、地域により景観特性に違いがみられます。

そこで、ここでは以下の「地域区分の考え方」に基づき区分される5つの地域別に、その景観特性を整理し、記述しています。

なお、記述にある具体的な名称や地区名は、全ての名称を記述することは困難であることから、主な例示として挙げているものです。

(1) 地域区分の考え方

三重県の景観特性をふまえると、固有の特性をもつ地域は、以下のように整理できます。

三重県は、地勢・地形、水系をあわせてみると、「伊賀地域」と「北勢地域・中勢地域」「伊勢志摩地域・東紀州地域」のほぼ3つの地域に区分されることがわかります。(図一A、図一B)。

「伊勢志摩地域・東紀州地域」は、植生と古代の国わけ、江戸時代後期の藩領をあわせてみると、伊勢志摩地域と東紀州地域とに区分されます(図一C、図一D、図一E)。

また、「北勢地域・中勢地域」は、景観特性上共通する部分が多くなっていますが、江戸時代後期の藩領や地勢・地形で、西側に位置する山地・山脈の特性が異なるため、2つに区分されます(図一A、図一E)。

このように、本県は、地勢・地形、水系、植生、古代の国わけ、江戸時代後期の藩領から、5つの地域に区分できると考えられます。

また、この地域区分は、現在の地域の社会、経済、文化、行政などの圏域にほぼ一致しています。

これをふまえ、三重県を図27のとおり、5つの地域に区分します。

図27 地域区分図

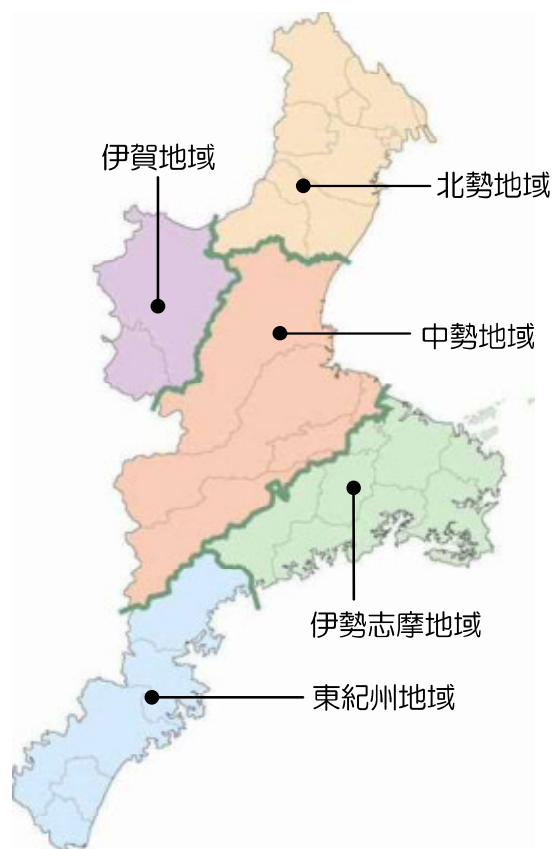


図 28 三重県の地域区分の考え方

図 地域区分



図A 地勢・地形



図B 水系



図C 植生



図D 古代の国わけ



図E 江戸時代後期の藩領と主な城郭・陣屋



(2) 地域別景観特性

① 北勢地域

ア 地勢の概況

本地域は、北側に養老山地、西側に鈴鹿山脈を望み、東側は伊勢湾に面し、山麓部から平野部にかけて耕地が広がります。東海道や伊勢街道沿いに市街地が連たんし、沿岸にはコンビナートが立ち並ぶ県内最大の産業集積地域です。

イ 自然的景観特性

本地域の一部は、鈴鹿国定公園などに指定されており、御在所岳をはじめとする鈴鹿山脈や養老山地へ広がる雄大な景観がみられます。

鈴鹿山脈などでは、アカマツ、スギ・ヒノキの美しい森林がみられ、その山麓部から平野部にかけては、茶・花木の生産や稲作などが行われ、まとまりのある田園景観が広がっています。亀山市の坂本では、美しい棚田の景観もみられます。

員弁川や鈴鹿川などの上流部では、美しい溪流の景観がみられ、木曾三川河口部では水郷景観が広がり、また、朝明川の河口部の干潟（高松海岸）は、野鳥の飛来地であり、豊かな自然景観がみられます。

伊勢湾岸の千代崎海岸以南では「白砂青松」の美しい砂浜が続き、冬には沖に「海苔ひび」が水面に趣をそえる美しい自然景観もみられます。

ウ 歴史・文化的景観特性

桑名市では、桑名城跡（現在の九華公園）周辺地区で七里の渡や六華苑、旧諸戸家などとともに歴史的なまち並みがみられ、多度大社周辺でも門前町としての歴史的なまち並みがみられます。

四日市市では、東海道沿いの一部に歴史的なまち並みがみられ、地域の住民活動で維持、保全されてきた智積養水もみられます。

亀山市の関宿や坂下宿、鈴鹿市の白子宿など、東海道や伊勢街道沿いには、かつて宿場町や追分として賑わいをみせたまち並みがみられ、その中でも関宿は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的な町屋が軒を連ねています。

また、桑名市では、長島町において輪中の特徴的な集落などもみられます。

エ 社会・経済的景観特性

桑名市や四日市市、鈴鹿市などは、かつて東海道や伊勢街道の交通の要衝として栄えた宿場町から発展した都市であり、現在はこれらの都市が国道 23 号を軸として連たんしており、高密度の市街地の景観をみることができます。

桑名市の八間通りや四日市市の中央通り、鈴鹿市の神戸本通り等では、電線類が地中化され、まち並みに配慮した道路舗装や照明灯、街路樹等を有する街路景観がみられます。

沿岸部では、四日市港をはじめとする港の景観がみられ、中京工業地帯の一翼として、石油化学コンビナートなどが立地するまとまりのある工業地の景観が広がります。

木曾三川河口部では、大規模レジャー施設や長良川河口堰、伊勢湾岸自動車道などの景観がみられます。

また、東名阪自動車道や第二名神高速道路などによる、中部圏と近畿圏との広域交通網の結節点であることから、いなべ市や鈴鹿市、亀山市などの内陸部では自動車工場や液晶機器工場をはじめ、新たな先端産業が集積した工業地の景観がみられます。

郊外部では、大山田団地や太陽の街などの良好な住宅地の景観もみられます。



鈴鹿山脈（鈴鹿市）



養老山地（桑名市）



鈴鹿山麓の茶畑(四日市市)



木曾三川から養老山地への眺望
(桑名市)



鼓ヶ浦（鈴鹿市）



旧諸戸家（桑名市）



多度大社周辺（桑名市）



東海道関宿・伝統的建造物群保
存地区(亀山市)



伊勢街道・白子(鈴鹿市)



輪中集落（桑名市）



八間通り（桑名市）



神戸本通り(鈴鹿市)



石油コンビナート(四日市市)



伊勢湾岸道路とレジャー施設
(桑名市)



液晶機器工場(亀山市)

図 29 景観特性図(北勢地域)



② 中勢地域

ア 地勢の概況

本地域は、津市と松阪市を中心に市街地が形成されており、県の行政、教育、文化の中心地域となっています。背景には布引山地や紀伊山地を望み、山麓部から平野部にかけて耕地が広がり、中山間地には、森林や集落、わずかな耕地が点在しています。

イ 自然的景観特性

本地域の一部は、室生赤目青山国定公園などに指定されており、布引山地、高見山地などで豊かな自然景観がみられます。

松阪市や大台町などの中山間地では、スギ・ヒノキの美しい森林や茶畑の景観がみられます。平野部では、稲作などのまとまりのある田園景観が広がり、松阪市の飯南町深野では、美しい棚田の景観もみられます。

雲出川、櫛田川、宮川などでは、上流部で美しい溪流や溪谷の景観がみられ、雲出川や櫛田川の河口部に形成された干潟では、ハマボウの自生地や野鳥の飛来地として、豊かな自然景観もみられます。

伊勢湾沿岸の阿漕浦海岸や松名瀬海岸などでは、美しい砂浜がみられ、冬には松阪沖に「海苔ひび」が水面に趣をそえる美しい自然景観がみられます。

ウ 歴史・文化的景観特性

津市では、津城跡や伊勢街道のまち並み、寺内町である一身田の高田本山周辺地区などの歴史的景観がみられ、桂畑などでは、懐かしい日本の農村集落の景観がみられます。

松阪城跡周辺地区では、四五百森を中心に本居宣長旧宅（鈴屋）、旧松坂御城番長屋、殿町武家屋敷群がみられ、伊勢街道沿いでは、市場庄の妻入りのまち並みなどがみられます。

本地域内では、伊勢別街道、伊賀街道、初瀬街道、和歌山街道などが伊勢神宮に向けて伊勢街道に合流しており、宿場町や追分の風情あるまち並みがみられ、明和町の齋宮跡や多気町の丹生大師なども貴重な景観資産です。

エ 社会・経済的景観特性

県庁所在地である津市は、三重県総合文化センターや三重県立図書館などが立地し、三重県の行政、教育、文化の中心となっています。津市や松阪市の中心市街地では、電線類が地中化され、街路樹などにより緑化された街路景観がみられ、近鉄中川駅周辺には住宅や商業施設を中心とした新市街地が形成されてきています。

津市の贅崎地区や松阪市の大口地区では、中部国際空港への海上アクセスの拠点整備が整えられ、伊勢湾沿岸では、津松阪港などの工場、造船所が立地する港湾の景観がみられます。

郊外部では、中勢北部サイエンスシティや松阪中核工業団地などの工業地、津市の杜の街や松阪市の中部平成台団地などの良好な住宅地の景観もみられます。

青山高原では、近年、クリーンエネルギーの供給を目的とした風力発電所が建設され、緩やかな起伏のある高原地に白い風車が連なる景観がみられます。



なめり湖から高見山地を望む
(松阪市)



台高山脈の山並み
(松阪市)



まとまりのある茶畑(大台町)



奥香肌峡(松阪市)



雲出川 (松阪市)



香良洲海岸 (津市)



松阪沖の海苔ひび(松阪市)



高田本山専修寺 (津市)



松阪城跡周辺地区(松阪市)



伊勢街道・市場庄のまち並み
(松阪市)



桂畑の集落(津市)



フェニックス通り(津市)



よいほモール(松阪市)



なぎさまち (津市)



杜の街 (津市)

図 30 景観特性図(中勢地域)



③ 伊勢志摩地域

ア 地勢の概況

本地域は、伊勢神宮を中心に発展し、美しいリアス式海岸と漁村や漁港に特徴があり、平野部は少なく山地が海へと繋がり、市街地を包む神宮林や河川の清流など、風光明媚な地域です。

イ 自然的景観特性

本地域の多くが伊勢志摩国立公園などに指定されており、紀伊山地の起伏のある山並みやスギ・ヒノキやアカマツなどとともに、熊野灘の変化に富んだ海の景観がみられます。

平野部では、稲作や野菜の生産などが行われ、まとまった田園景観が広がり、南伊勢町などの山麓部では、みかんなどの果樹園がみられます。

宮川や大内山川などは、鮎釣りやキャンプ場、河口部は野鳥飛来地として、また、五十鈴川は、伊勢神宮内宮の御手洗場となるなど、古くから県民に親しまれている清流がみられます。

伊勢湾や熊野灘沿岸には、^{とうしじま} 答志島、^{かみしま} 神島など大小の島々や真珠筏の浮かぶ英虞湾、大王崎などの灯台や御座白浜など、三重県を代表する自然景観がみられ、「養殖筏」や「海苔ひび」が水面に趣をそえています。

伊勢志摩スカイラインやパールロードからは、美しい海の景観を眺めることができ、横山展望台や登茂山園地からは美しいリアス式海岸の眺望がみられます。

ウ 歴史・文化的景観特性

本地域には、伊勢神宮をはじめ、内宮の別宮である^{いざわのみや} 伊雑宮と^{たきはらのみや} 瀧原宮、神宮^{ちやうこかん} 徴古館など歴史・伝統・文化を伝える神社や建造物がみられ、伊勢神宮内宮前のおはらい町や舟運で栄えた河崎地区、歴史的な旅館街の二見町茶屋地区のまち並みなど、伊勢神宮に係わる歴史・文化的な景観が多く残っています。

鳥羽市では、地域のシンボルとなっている鳥羽城跡がみられ、志摩市の国府では、敷地を高い楨垣で囲んだ集落などがみられます。^{いじか} 答志島、神島などの島々や石鏡、^{なきり} 波切などの漁村では、傾斜地に石垣を積んだ民家が立ち並ぶ、集落の景観をつくっています。

伊勢市や^{わたらい} 度会町などでは、周囲の緑に調和した美しい農村集落がみられ、南伊勢町では、平家落人の伝統文化を受け継ぐ集落がみられます。

熊野街道の起点である玉城町では、中世・近世城郭の遺構を併せ持つ田丸城跡から、美しい田園景観がみられ、大紀町では、世界遺産に登録された熊野古道ツヅラト峠から熊野灘が一望できます。

エ 社会・経済的景観特性

伊勢市では、伊勢志摩地域の玄関口として、近鉄宇治山田駅の歴史的な駅舎や緑豊かな^{みゆき} 御幸道路などが来訪者を迎えます。市街地では、神宮の柱と宮川や五十鈴川の流れが潤いのある景観をつくっています。

鳥羽市の^{あらしま} 安楽島地区では、斜面の緑の中に多数の観光ホテルや保養所などが立地

し、志摩市では、大規模テーマパークなど観光リゾート地の景観がみられます。

度会町の宮リバー度会パークでは、公園と周囲の川面や緑に調和した景観がみられます。

伊勢市の郊外部では、三重県営サンアリーナや光の街などの良好な住宅団地の景観がみられます。



伊勢神宮宮域林 (伊勢市)



五ヶ所湾(南伊勢町)



英虞湾 (志摩市)



大王崎の灯台(志摩市)



御座白浜(志摩市)



横山展望台からの眺望(志摩市)



大内山川(大紀町)



伊勢神宮内宮(伊勢市)



おはらい町のまち並み
(伊勢市)



河崎のまち並み (伊勢市)



二見浦(伊勢市)



五ヶ所港 (南伊勢町)



水族館(鳥羽市)



カモメの散歩道(鳥羽市)



宮リバー度会パーク (度会町)

图 31 景观特性图(伊势志摩地域)



④ 伊賀地域

ア 地勢の概況

本地域は、四方を山に囲まれた盆地に城下町や街道を中心に発達した歴史的な都市構造がみられ、山麓部では美しい農村集落が点在し、名阪国道沿いには工業団地が立地しています。

イ 自然的景観特性

本地域の一部は、^{むろうあかめあおやま}室生赤目青山国定公園などに指定されており、スギ・ヒノキなどの緑豊かな山々が連なっています。上野盆地内の平地部では、かつての東大寺の荘園もあり、まとまりのある田園景観が広がっています。

木津川や名張川などでは、山麓部で美しい溪谷がみられ、平地部にかけては鮎釣りが行われる清流がみられます。

また、名張川の支流では、青蓮寺湖や赤目四十八滝などの四季折々の美しい景観がみられます。

山々に囲まれた盆地であることから、周囲の折り重なる山並みが眺望できます。

ウ 歴史・文化的景観特性

伊賀市や名張市の中心市街地では、城下町の町割りの残るまち並みがみられ、^{かみつげ}上柘植、^{あお}平田、^{あお}阿保など大和街道、伊賀街道、^{はせ}初瀬街道などの宿場町や追分では、歴史的なまち並みがみられます。

伊賀市の伊賀上野城や俳聖殿、名張市の名張藤堂家邸跡や美旗古墳群などは、地域のシンボルとして欠かせない景観資産となっています。

また、名張市の市街地では、古くから名張川から水を引いた^{やなせ}築瀬水路が網目のように流れ、これらの水路による潤いのある景観がみられます。

^{ふのう}布生などでは、周囲の緑と調和した農村集落の景観もみられます。

エ 社会・経済的景観特性

伊賀市や名張市は、かつて奈良、京都の文化圏に含まれ、現在でも関西方面への通勤・通学圏内にあるため、社会・経済的にも近畿圏の影響を強く受けています。

伊賀市の銀座通りでは、歴史的な都市構造の中で電線類が地中化された商業地の景観がみられます。

郊外部では、中部圏と近畿圏とを結ぶ名阪国道などの広域交通網を生かした工業団地や住宅団地の立地がみられ、また、豊かな自然景観を背景に、農業体験型テーマパークや日帰り温泉施設、キャンプ場などの景観がみられます。



信楽山地の山並み(伊賀市)



笠置山地の山並み(伊賀市)



赤目四十八滝(名張市)



名張川(名張市)



木津川(伊賀市)



平松宿のまち並み(伊賀市)



初瀬街道(名張市)



伊賀上野城(伊賀市)



布生の集落(名張市)



田園と歴史的集落(伊賀市)



銀座通り商店街(伊賀市)



桔梗が丘地区のまち並み(名張市)



ゆめぼりす伊賀(伊賀市)



さるびの温泉(伊賀市)



農業体験型テーマパーク(伊賀市)

図 32 景観特性図(伊賀地域)



⑤ 東紀州地域

ア 地勢の概況

本地域は、紀伊山地と熊野灘との間に挟まれたわずかな平地部が熊野灘沿いに点在し、起伏に富んだ紀伊山地と熊野灘の美しいリアス式海岸や七里御浜が望め、特徴のある農村や漁村とともに熊野古道が地域の歴史の奥深さを醸し出しています。

イ 自然的景観特性

本地域の一部は、吉野熊野国立公園に指定されており、大台ヶ原の山々や大杉谷の原生林、スギ・ヒノキの美しい森林などがみられ、北山川の瀨八丁など、深い溪谷の景観がみられます。

熊野古道の風伝峠では、夏から初秋にかけて、山から海に向かって滝のように霧が流れ落ちる幻想的な朝霧「風伝嵐」がみられます。

また、起伏に富んだ斜面地では、丸山千枚田などの棚田の景観がみられ、丘陵地ではみかん果樹園などの景観がみられます。

沿岸部では、無数の柱が連なったように見える楯ヶ崎、名勝に指定された鬼ヶ城や獅子巖、熊野灘沿岸の御浜小石が敷き詰められた七里御浜や松の防風林などが青い海と調和しています。

ウ 歴史・文化的景観特性

山間部の熊野古道では、苔むした石畳と緑深い森林が、神秘的な景観を醸し出しています。

尾鷲市や熊野市の市街地では、熊野古道沿いに往時のまち並みの名残がみられます。また、熊野市では、石垣など築城当時の原形を残した赤木城跡がみられ、紀北町では、明治後期の洋風建築である海山郷土資料館などもみられます。

山麓部では、斜面地に石を積み上げた農村集落の景観がみられます。

また、複雑に入り組んだ熊野灘沿いの九鬼、古江、梶賀などの漁村では、傾斜地に石垣を積み、階段状に民家が連なる独特な集落景観をつくっています。

エ 社会・経済的景観特性

尾鷲市や熊野市などの市街地は、熊野灘沿岸部のわずかな平地部にまとまっています。尾鷲市では、地場産材を活用し、周囲の棚田や山並みに配慮した熊野古道センターや周辺の家並みに配慮した低層の海洋深層水施設がみられます。また、海岸部の火力発電所の煙突は、地域のランドマークになっています。

紀北町では、青い海と緑の山々にとけ込んだオートキャンプ場、紀宝町では、ウミガメをシンボルにした公園などの景観がみられます。

国道 42 号は、広域幹線道路として、また生活道路として利用され、緑豊かな沿道景観がみられます。

近年、中部圏や近畿圏と本地域を結ぶ高速道路が整備されつつあるため、新たな景観が創出されようとしています。



紀伊山地 (尾鷲市)



朝霧 (風伝風) (御浜町)



丸山千枚田 (熊野市)



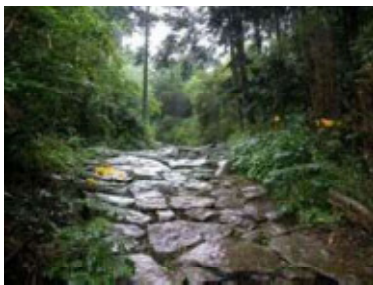
熊野川 (紀宝町)



天狗倉山からの眺望 (尾鷲市)



七里御浜 (熊野市)



熊野古道・馬越峠 (尾鷲市)



熊野街道のまぢ並み (尾鷲市)



紀伊山地の山並みと集落 (御浜町)



九鬼の集落 (尾鷲市)



火力発電所 (尾鷲市)



孫太郎オートキャンプ場 (紀北町)



国道42号 (熊野市)



国道42号 (紀宝町)



熊野古道センター (尾鷲市)

図 33 景観特性図(東紀州地域)



第3章 基本目標と役割

1 基本目標

三重県には、「海」「山」「河川」などの豊かな自然的景観、「街道」「まち並み」など先人たちがつくりあげてきた歴史・文化的景観、また、「市街地」「地域の産業」といった社会・経済的景観など、長い年月を経る中で培われてきた良好な景観が、県土全域にわたり見られます。

これらの良好な景観は、私たち県民共通の貴重な資産であることから、将来にわたって、その保全に取り組むとともに、次の世代に引き継ぐべきものであり、また、新たに手を加えるときには、これらの良好な景観を損なうことなく、美しい県土にふさわしい景観となるよう努める必要があります。

このような良好な景観づくりに取り組むことにより、この三重の地に暮らすことが誇りとなり、たとえこの地を離れても常に思いをはせる「ふるさと」に、また、この地を訪れる人々には悠久の時を身近に感じ、癒しに満ちた「こころのふるさと」となります。

そこで、このような「こころのふるさと三重」の実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

(1) 豊かな自然を守り、共に生きていく景観づくり

三重県には、伊勢湾、熊野灘等の海や海岸線、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地等の山、木曾三川、櫛田川、宮川等の河川といった豊かな自然に恵まれ、県土は四季の彩りに満ちています。

そこで、これらのかけがえのない豊かな自然的景観を守り、共に生きていく景観づくりを進めます。

(2) 歴史・文化を継承し、活かしていく景観づくり

三重県には、伊勢神宮や熊野古道、街道やまち並みなどを始めとする多くの歴史や文化に彩られた景観があります。また、豊かな自然の景観に抱かれた農山村や漁村などの生活空間に広がる美しい集落の景観があります。

そこで、これらの先人たちが培ってきた歴史・文化的景観を受け継ぎ、活かし、誇りを持ちつつ次の世代に引き継ぐ景観づくりを進めます。

(3) 地域の産業と調和した景観づくり

三重県には、平野や盆地に広がる田園風景や山間部の棚田、伊勢湾の海苔養殖による海苔ひびや真珠養殖による真珠筏など地域の自然を活かした様々な産業の景観がみられます。また、石油化学コンビナートや自動車工場、液晶工場など、新しい産業による景観も県内各地で見られます。

そこで、これらの地域の産業と調和した景観づくりを進めます。

(4) 地域に活力を生み出す景観づくり

良好な景観の中で人々が暮らし、触れることにより、県民の中に豊かな心や感性、地域の絆や誇りが生まれます。

この地域の絆や誇りが、地域を考えるきっかけとなり、地域づくりやまちづくりの活力となることから、地域に活力を生み出す景観づくりを進めます。

(5) 「おもてなしの心」で、人を癒す景観づくり

三重県には、古くから伊勢神宮や熊野三山への参詣を目的に、多くの人々がこの地を訪れてきたことから、県民には、来訪者を温かく迎える「おもてなしの心」が長い時の中で培われてきました。

そこで、この「おもてなしの心」を景観づくりに取り入れ、人の心を癒す景観づくりを進めます。

2 役割

(1) 県民等（※1）の役割

- ① 県民等は、自らが良好な景観づくりの中心的な役割を果たす主役であること、自らの行動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識するものとします。
- ② 県民等は、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、日常生活の中で、自らが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。
- ③ 特に、土地所有者等は、土地、建築物及び工作物の利用等による改変は、地域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、地域の良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ④ また、設計者・施工者等（※2）は、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、地域の良好な景観づくりに配慮し、必要に応じて、率先して自ら情報の提供を行うとともに、地域が行う景観づくりに関する活動、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

※1 県民等：県民及び事業者のことをいいます。具体的には、一人ひとりの個人、NPO、ボランティア、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

※2 設計者・施工者等：設計者・デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

- ① 市町及び県は、県民等の景観づくりに対する意識を高め、景観づくりに参加しやすい環境づくりを行うとともに、主体的な取り組みを支援するものとします。
- ② 市町及び県は、互いに連携しながら県民等と共に、良好な景観づくりを推進するものとします。
- ③ 市町及び県は、良好な景観づくりを進めるため、公共施設管理者として、景観に配慮して公共事業や施設の整備を実施するものとします。
- ④ 市町は、住民に最も近い行政主体として、景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、国、県との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施していくものとします。
- ⑤ 県は、広域的な行政主体として、国との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施するとともに、市町が行う様々な施策を支援・補完するものとします。

第4章 良好な景観づくりに関する方針

(景観法第8条第3項)

良好な景観づくりは、多様な主体がそれぞれの役割に応じ、積極的に取り組むべきものであり、具体的な取組方針を共有し、実践していくことが必要です。

また、景観づくりは、地域を見つめ直すきっかけとなり、地域の将来像を考える第一歩となるとともに、新たなまちづくり活動を育み、地域の活性化へとつながります。

このため、地域の個性を活かした施策の実施にあたっては、地域の実情を十分把握し、住民に最も近い立場にある市町が中心となって取り組むことが必要ですが、現在、景観条例を制定している県内の市町は少なく、県内の全ての市町が直ちに景観行政団体になることは、当分の間、難しいことが予想されます。また、良好な景観づくりには、広域的な視点が必要です。

そこで、県は、地域や市町の自主性、自立性を尊重し、役割分担を踏まえつつ、市町の景観づくりを支援・補完するとともに、広域的な視野に立った良好な景観づくりに関する施策を実施していきます。

1 地域が主体となる景観づくりの方針

(1) 日常生活の中での視点

私たちは、日常の生活の中で何かを決めたり行動したりする時、個人の好みや経済性、機能性を優先してしまうことが多く、その結果、例えば、地域の美しい田園景観になじまない派手な色彩の建築物や広告物が林立するなど、地域のかげがえのない景観を損ねていることがあります。

良好な景観を将来に向けて守り育てていくためには、「良好な景観は県民の共通の資産である」という意識を持つことが必要です。

良好な景観づくりは、「特別なこと」を行ったり、「わざわざする」ことだけではなく、県民一人ひとりが日常生活の中で、美しさへの意識を持ち、身近なことから始め、継続していくことが、美しく誇りある地域の景観づくりにつながっていきます。

また、良好な景観は、地域の方々によるまちづくり活動などの継続によりつくられるものも多く、今日優れた景観として地域の誇りとなっているものもあります。

このように、県民一人ひとりが美しさへの意識を持ち、身近なことから始め、継続していくことが重要です。

(2) 「感性」を育む視点

景観づくりには、自然的景観や歴史・文化的景観など「美しいもの」を「美しいと感じる」ことができる「感性」を持つことが大切です。

また、美しい生活空間を意識することにより、心にゆとりや豊かな気持ちが生まれ、「感性」が磨かれていきます。

このような「感性」を持つことができるようになるには、子供の頃から、様々な体験の中で「美しいもの」を見て、感じ、身につけていくことが大切です。

このため、県民一人ひとりが日常の生活の中で、美しい景観を美しいと感じることができる「感性」を育む環境などを整えていくことが必要です。

(3) 良好な景観を損ねているものへの対応

豊かな自然や歴史・文化的景観、日常の生活空間の景観を損ねているものとして、「放置されているゴミ」「電線、電柱、鉄塔」「汚れた川、池、溝」「看板広告」等があげられます。景観づくりにおいて、これらを除去することは、良好な景観の保全や創出と並び、有効な手段の一つですが、その中には県民の生活には必要不可欠な機能を有しているものもあるため、容易に除去することができないという側面もあります。

このため、良好な景観づくりを進めるには、地域のルールをつくり、県民一人ひとりが日常生活のなかで守るべきマナーの向上に努めるとともに、良好な景観を損ねているものの除去や修景などに早期に取り組むことが必要です。

(4) 地域が主役の景観づくり

良好な景観は、地域の人々の日常の生活やまちづくり活動などの中からつくられるものも多く、地域が主役となって、市町がそれらの活動を支援し、協働する景観づくりを行うことが必要になります。

このため、良好な景観づくりに向けた活動や事業が、地域と市町との協働により行われるよう支援していく取組が必要です。また、地域の良好な景観を保全していくためには、地域の特性に配慮したルールを協働によって定めていくことも必要です。

2 広域的な視野にたった景観づくりの方針

(1) 広域的な景観づくり

県内には、山並み、森林、河川、海岸線、道路など複数の市町にわたる広域的な景観がみられます。

このため、これらの良好な景観づくりにあたっては、国、県、市町、NPO等が連携し、必要に応じ景観協議会などの制度を活用するなどの取組が必要です。

特に、南北に縦断する国道23号及び国道42号、それと平行する鉄道を基幹とするエリア、東西に横断する国道1号及び国道25号を基幹とするエリアは、伊勢神宮参詣のための伊勢街道や世界遺産リストに登録された熊野古道、広域的な街道である東海道等があり、その沿道には歴史的なまち並みや数多くの名所・旧跡等がみられ、先人たちから受け継いできた伝統・文化が培われてきています。

これらのエリアには、多くの人々が住み、県民の日常生活の中で最も身近な景観づくりの場であるとともに、本県への来訪者が、本県の第一印象を感じる重要な「おもてなしの場」ともいえます。

このため、県土の広域的な視点にたった良好な景観づくりにあたっては、これらのエリアの特性を考慮した取組が必要です。

(2) 行政間の連携

市町は、それぞれの景観づくりの内容が整合するものとなるよう相互に連携することが必要であり、県は、このような連携が促されるよう「広域的な調整」という役割を果たしていきます。

また、景観行政団体として景観計画を策定する市町は、三重県景観計画との整合を図ることも必要です。

(3) 眺望景観の保全

県内には、鈴鹿山脈や布引山地などから伊勢平野や伊勢湾の眺望、志摩半島の朝熊山などから美しいリアス式海岸の眺望、上野盆地における四方の山々の眺望、沿岸部から雄大な熊野灘への眺望など、美しい景観を望める場所が数多くあります。

また、市街地には城跡などから望む市街地のまち並みや瓦屋根の景観が、その都市の持つ長い歴史や伝統文化を彷彿させ、地域の誇りとなる景観を楽しむことができます。

このため、広域的な視点に立ち、県、市町、県民等が連携し、眺望景観の保全に配慮した取組が必要です。

3 公共事業や公共施設の整備における景観づくりの方針

公共事業や公共施設の整備については、地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導するものであることから、その実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとします。

4 景観づくりに向けた県の推進方策

良好な景観づくりに向けて、県民等や市町が主体的に景観づくりを進めていくことができるよう施策を示します。(第5章 県の推進方策)

- 地域が主体となる景観づくりに向けた支援
- 良好な景観づくりのための制度や手法の活用
- 公共事業等における良好な景観づくりの推進
- 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

5 類型別方針

(1) 基本的な考え方

かつて、大和の国が日本の中心であった頃、その東側に位置する伊勢の国は、「**美し国**」とよばれていました。それは、大和の国が四方を山々に囲まれていることから、東の伊勢の国は、風光明媚で温暖な気候をあわせもち、海の幸に恵まれた土地であり、また、海から昇る朝日（太陽）に畏敬の念を抱いていたからだといわれています。

そして、この伊勢の地に神宮が祀られ、天皇家の行幸や庶民の参詣が盛んに行われるなど、憧れの地となりました。

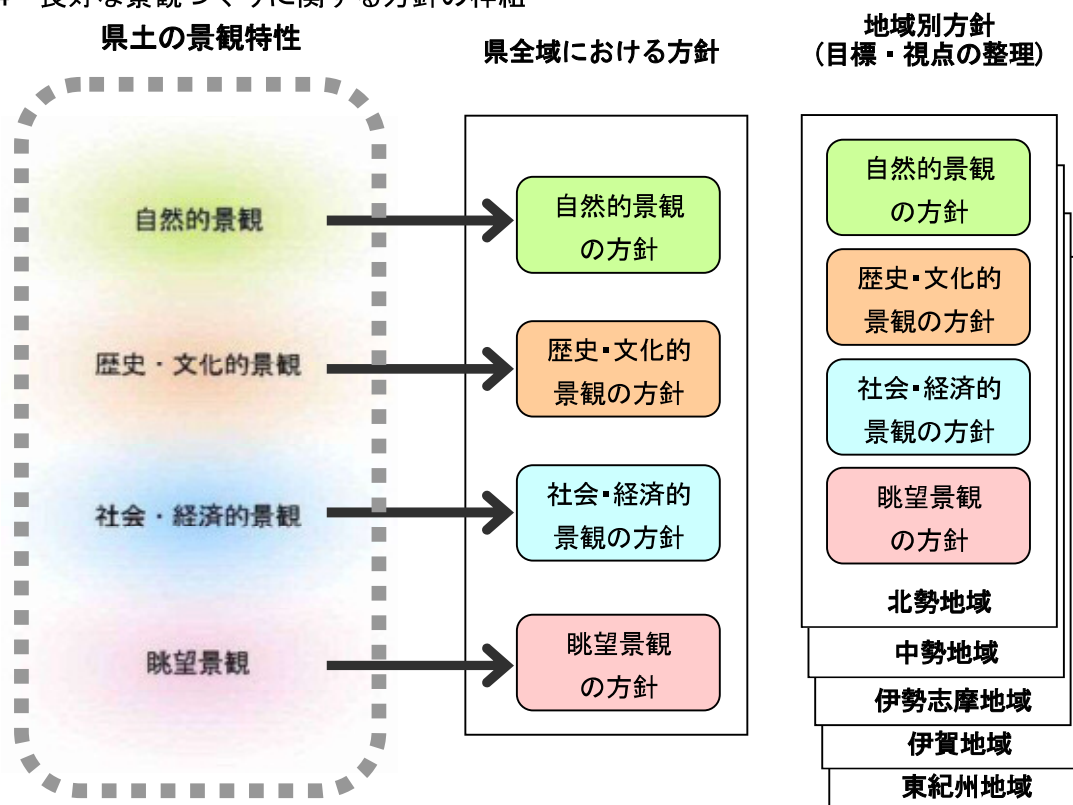
このように、海と伊勢神宮は、県土の景観の重要な要素となっています。

三重県には、「**美し国**」に象徴される風光明媚な自然的景観に加え、伊勢神宮参詣のための街道や宿場町、先人たちにより培われ、育まれてきた歴史・文化的景観、街道筋に発達した都市、産業などの社会・経済的景観が、長い年月を経る中で積み重なり、現在の県土の景観を構成しています。また、県内には、日常生活のなかで心に癒しや安らぎをもたらす眺望景観や観光立県三重にふさわしい雄大な眺望景観などが数多くあります。

このため、三重県の4つの景観特性である「自然的景観」「歴史・文化的景観」「社会・経済的景観」「眺望景観」について、良好な景観づくりの方針を示します。

県民等においては、これら地域の景観特性や方針を認識し、景観づくりの際に配慮することが必要です。

図 34 良好な景観づくりに関する方針の枠組



(2) 類型別方針の構成

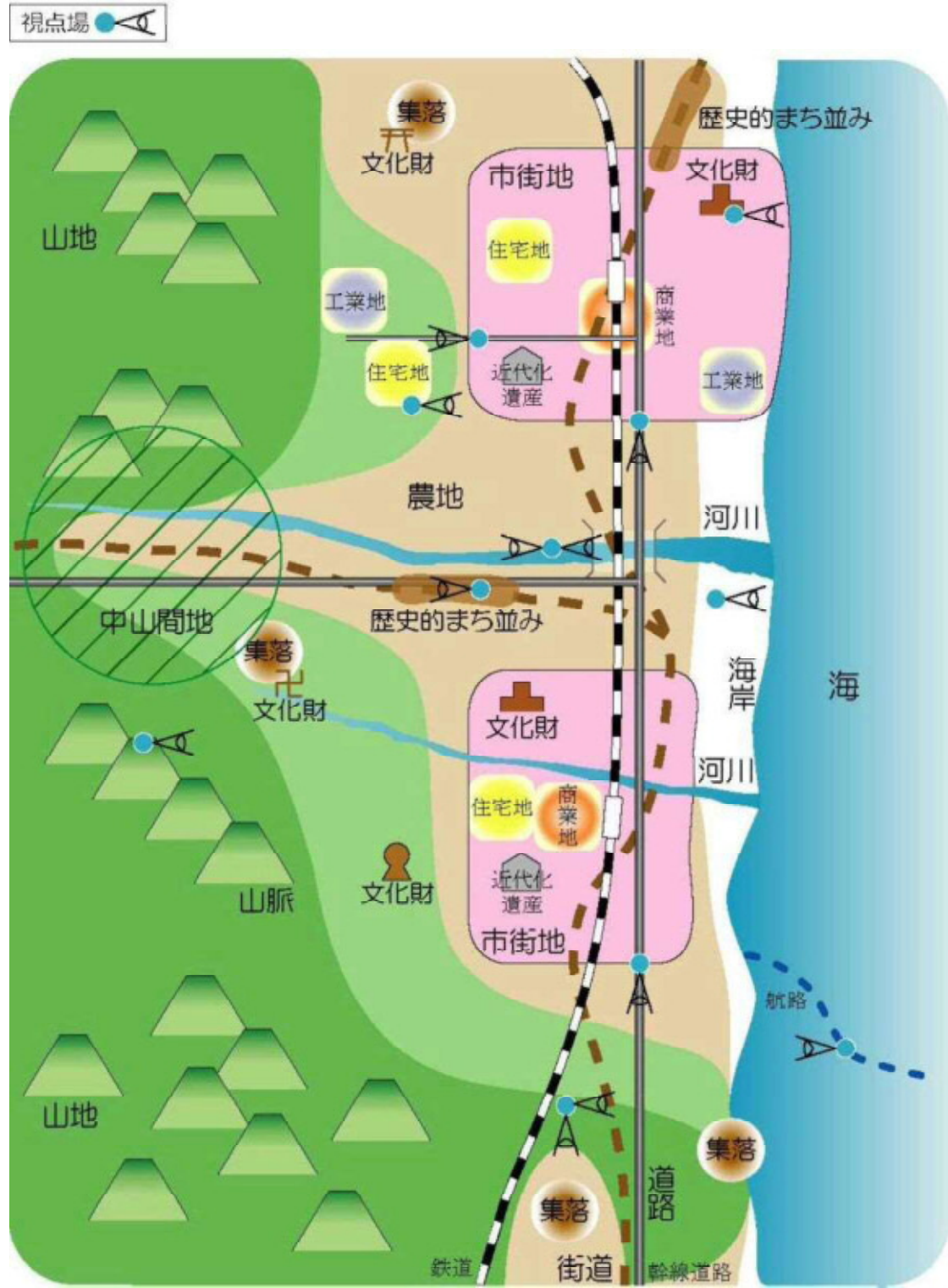
三重県の自然的景観や、歴史・文化的景観、社会・経済的景観に関する良好な景観づくりに向けては、地域の景観を特徴づける基本的な要素や良好な景観づくりにおいて重要と考えられる景観のまとまり等により、次のとおり類型区分し、それぞれの構成要素別に方針を示します。

表7 良好な景観づくりの方針に関する類型区分

類型	類型区分の考え方	構成要素
自然的景観	<p>三重県の自然的景観は、地形等の状況から、その大部分が森林景観を含む山地、山脈、なだらかな起伏の規模の小さな山々、平野部に広がる農地や河川、海、海岸などから構成されています。</p> <p>また、山麓部などにおいては、地形的にまとまった平坦な農地が少なく、傾斜地と森林が多く面積を占める中山間地がみられます。</p>	<p>「山地・山脈」</p> <p>「中山間地」</p> <p>「農地」</p> <p>「河川」</p> <p>「海・海岸」</p>
歴史・文化的景観	<p>三重県の歴史・文化的景観は、街道、歴史的まち並み、集落、文化財などで構成されており、先人が交易や交流の中で地域活力と文化を育み、現代に続く県土をつくり上げる社会的な基盤であるとともに、県民共通の資産であり、これらが地域の景観を特徴づける要素になっています。</p>	<p>「街道」</p> <p>「歴史的まち並み・集落」</p> <p>「文化財等」</p>
社会・経済的景観	<p>三重県の社会・経済的景観は、市街地(住宅地、商業地、工業地等)とそれらを結ぶ道路などから構成され、景観づくりを担う多くの人々が住み、また人々の往来、物流のための基本的な基盤となっています。</p>	<p>「市街地」</p> <p>(住宅地、商業地、工業地)</p> <p>「道路」</p>
眺望景観	<p>県内の道路や河川の橋梁などからは、日常的に海や山並みなどの眺望が楽しめ、心に癒しや安らぎを与えてくれます。</p> <p>これに加えて、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっています。</p>	

図 35 類型区分のイメージ

三重県全域または各地域



(3) 類型別方針

① 自然的景観の方針

ア 山地・山脈

三重県の山地・山脈は、伊勢平野などから眺望できる美しい山並み、リアス式海岸にせまる起伏に富んだ山々、盆地を囲む山々など、地域の景観の背景となり、広葉樹の新緑や紅葉、針葉樹の深い緑などとともに地域固有の景観を特徴づけています。

また、山地・山脈は、古くから人々の暮らしを支え、地域の産業を育むなど、本県にとってかけがえのないものとなっています。

このため、山地・山脈や森林景観の保全に努めるとともに、これらから平野や海への眺望を保全し、美しい山並みや山々の特徴を生かした景観づくりを進めます。

イ 中山間地

三重県の山麓部や山間部、あるいはわずかな平地で構成される熊野灘に面した海岸部は、傾斜地が面積の多くを占めていることから、まとまった農地は少なく、森林や棚田などに代表される自然的景観がみられ、郷土に対する愛着や親しみを感じさせてくれる貴重な景観となっています。

このため、森林や農地などの保全や、背景の山並みへの眺望を保全するとともに、これまで培われてきた地域の誇りある伝統・文化を継承し、活かすことのできる景観づくりを進めます。

ウ 農地

三重県の農地の多くは、伊勢平野や上野盆地における平坦地に多くみられ、農業を通して人と自然が共存し、育んできた景観であり、身近に豊かな自然を体感できる景観となっています。

このため、人と自然の共存により育んできた農地を保全し、田園景観やその背景となる山並みへの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

エ 河川

三重県の河川は、かつて木曾三川、雲出川、勢田川^{せたがわ}などでの舟運^{しゅううん}や、宮川、熊野川での船参宮^{ふたさんぐう}など、その豊かな流れとともに地域の文化や産業を育んできました。そして、これらの河口部周辺に市街地が形成されたところも少なくありません。また、上流域では、美しい渓谷などの景勝地がみられます。

現在でも、その美しい渓流や雄大な流れは地域に潤いとやすらぎを与えるとともに、農業用水や工業用水など社会経済活動を支える重要なものとなっています。

このため、河川の清流化に努めるとともに、豊かな河川の景観を保全し、河川からの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

オ 海・海岸

三重県の海岸線は、伊勢湾と熊野灘に面しており、内海のおだやかさと外海の荒々しさを持ち、地域の個性ある景観を特徴づけています。

海では、古くから漁業が営まれており、近年盛んに行われている魚介類や海草の養殖による筏や海苔ひびなどの景観がみられます。海岸部では、自然豊かな景勝地や漁港、漁村集落などが多くみられます。

また、舟運が古くから栄え、現在でも渥美半島や知多半島への航路があり、加えて中部国際空港への海上アクセスルートができるなど、海から県土を眺望する機会も増えつつあります。

このため、海岸部の景観や海岸部などから海への眺望、あるいは海からの眺望を保全するとともに、漁港や漁村、海苔ひび、養殖筏など地域の産業と調和した景観づくりを進めます。

② 歴史・文化的景観の方針

ア 街道

三重県の街道は、ほとんどが伊勢神宮への参詣の道として成立したものであり、歴史的に日本全国から伊勢をめざして多くの人々が歩いてきたことから、現在でも宿場町、追分などを原形とした歴史的まち並みや数多くの名所が残っています。また、地域の住民等により、祭りなどの伝統・文化が継承されています。

このため、街道を景観づくりの軸として活かし、地域の住民等によるまちづくり活動と一体となった地域の誇れる景観づくりを進めるとともに、周囲の歴史的景観と調和した道路舗装や無電柱化を進めることとします。また、地域のシンボルとなるものへの眺望や、街道を見通して背景となる山並みへの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

イ 歴史的まち並み・集落

三重県内には、平入り、妻入りなどの特徴をもつ歴史的なまち並みが城下町や街道沿いにみられ、また、家並み・屋敷林・榎垣などが調和した美しい集落が農村や漁村などで多くみられます。

これらのまち並みや集落は、先人たちが暮らしの中で培い現代まで継承してきた地域の伝統・文化を垣間みることのできる貴重な景観となっています。

このため、歴史的まち並みや集落において受け継いできた伝統・文化を次世代へ引き継ぐとともに、地域の誇りある景観や地域のシンボルとなるものを保全し、活かす景観づくりを進めます。

ウ 文化財等

三重県内には、国・県・市町に指定された文化財が多く存在し、城跡や神社・仏閣等に代表される建造物や街道沿いの豪商家、武家屋敷、地域の景観を特徴づける樹木など、地域の歴史文化、伝統を県民や来訪者に伝える景観資産となっています。

また、明治維新以降の近代化を支えた産業、土木、交通に関する建造物などの近代化遺産の中には、風格を備えたものが各地に残されています。

このため、これらの文化財や近代化遺産を、県民や地域が共有すべき資産であると再認識し、適切な維持管理による保存を図るとともに、地域づくりやまちづくりに活用していきます。

③ 社会・経済的景観の方針

ア 市街地(住宅地、商業地、工業地)

三重県の都市の多くは、街道沿いの宿場町や城下町を核にして形成された市街地を原形としています。

また、鉄道や道路網の発達により、駅前や幹線道路を中心に新しい市街地が形成されています。

市街地の景観は、日常の生活の中でみられる最も身近な景観であるため、市街地の景観が地域固有の「顔」としてふさわしいものとなるよう、駅前空間、商業地、住宅地、工業地など、各々の特徴を活かし緑を増やすなど、潤いのある景観づくりを進めます。

また、市街地には周辺の田園、まち並みを見通してその背景となる山並みへの眺望が楽しめる場が存在するため、これらへの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

住宅地においては、最も身近な景観づくりの場であることを認識し、個々の住宅における緑化の推進や、潤いのある美しいまち並みづくりへの配慮などによる、親しみと誇りの持てる景観づくりが大切です。

商業地においては、賑わいのある空間を演出するとともに、特に通りに面する低層部においては歩行者に配慮し、まち並みの連続性やゆとりある空間を確保するなど一体感のある沿道の景観づくりが大切です。

工業地においては、敷地規模が大きく、景観に大きな影響を与える可能性があるため、周辺の景観に配慮した敷地利用や外構の緑化による修景に配慮した景観づくりが大切です。

イ 道路

道路は、人々の往来、物流のための最も基本的な基盤であるとともに、周辺の景観への眺めを楽しめる場となり、また、道路等の構造物は、地域の景観に大きな影響を与えます。

このため、周囲の景観に配慮した道路構造物や附属物の整備を行うとともに、市街地における道路改築時には街路樹による緑化や電線類の地中化に努め、地域のシンボルとなる山並みや建造物などへの眺望を確保するなど、地域の良好な景観に配慮した景観づくりを進めます。

また、田園地帯を通る道路では、大規模な商業・サービス施設などや屋外広告物等が建ち並び、周辺の景観との調和を損なうことがあります。

このため、周辺の田園と調和した景観づくりに配慮するとともに、道路からの山並みや海などの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

④ 眺望景観の方針

山地・山脈や森林、棚田、丘陵地、海・海岸や河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めを楽しめる場所や対象が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっており、また、日常生活を過ごすうえでも心に癒しや安らぎを与えてくれる貴重なものとなっています。

このため、視対象の保全や視対象周辺の環境に配慮していくとともに、視点場からの見通しや視対象となる遠景に配慮した景観づくりを進めます。

6 地域別方針

地域別の方針については、地域の特性を詳細に把握し、それをふまえ、定めることが大切です。本景観計画においては、地域区分の考え方にに基づき、県土を5地域に区分し、各地域における良好な景観づくりに向けて参考となるよう、地域ごとに景観づくりの目標と重要となる視点を示します。

(1) 北勢地域

○目標

県内最大の都市機能、工業集積地にふさわしい景観づくりと、東海道の歴史的なまち並みや鈴鹿山脈、木曾三川などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・鈴鹿山脈や養老山地などの雄大な自然への配慮と調和。
- ・森林景観や山麓などの茶畑、花木畑や伊勢平野に広がる田園など、地域の産業によりつくられてきた景観の保全。
- ・木曾三川河口部の歴史ある緑豊かな自然や水郷景観の保全。
- ・伊勢湾沿岸の「白砂青松」の景観と、「海苔ひび」などに代表される地域の産業との調和。

○歴史・文化的景観

- ・東海道、伊勢街道などの宿場町や城下町、門前町その他、木曾川下流域の輪中地区などにおける歴史的なまち並みや集落の保全。
- ・関宿伝統的建造物群保存地区周辺の地区等における歴史的なまち並みへの配慮。
- ・桑名市の六華苑ろっかえんや旧諸戸家ちしやくようすいの他、四日市市の智積養水など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。

○社会・経済的景観

- ・主要な都市の市街地における緑豊かで潤いのある景観づくり。
- ・工業地や港湾地区などでの敷地内の緑化による人の生活と産業との調和。
- ・郊外部における工業団地の緑化による周辺の景観への配慮。
- ・まとまりのある良好な住宅団地の景観への配慮。
- ・郊外や幹線道路沿道の土地利用における周辺の自然環境などとの調和。

○眺望景観

- ・鈴鹿山脈や養老山地の雄大な山並み、木曾三川や伊勢湾の広がりのある眺望に配慮。

(2) 中勢地域

○目標

行政、教育、文化の中心都市にふさわしい景観づくりと、城下町、街道の歴史的なまち並みや高見山地、櫛田川などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・ 高見山地や布引山地など山間部への眺望景観の保全。
- ・ 中山間地から平野部に続く、森林や茶畑、田園景観の保全。
- ・ 雲出川、櫛田川、宮川などの豊かな流れと溪流や溪谷、ダム湖周辺の自然景観の保全。
- ・ 伊勢湾沿岸の美しい砂浜の保全。
- ・ 松阪沖の「海苔ひび」など地域の産業と調和した自然景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・ 伊勢街道、和歌山街道などの宿場町や追分、城下町周辺地区などの歴史的なまち並みの保全。
- ・ 農村の原風景を残している集落などの景観の保全。
- ・ 斎宮跡や丹生大師などの地域の文化財や近代化遺産を活かす。

○社会・経済的景観

- ・ 地域内の主要都市における、三重県の行政、教育、文化の中心地にふさわしい、賑わいのある都市の景観づくり。
- ・ 郊外部における工業団地の緑化による周辺の景観への配慮。
- ・ まとまりのある良好な住宅団地の景観への配慮。
- ・ 郊外や幹線道路沿道の土地利用における周辺の自然環境などとの調和。

○眺望景観

- ・ 布引山地や高見山地などへの眺望や、伊勢湾などへの眺望に配慮。

(3) 伊勢志摩地域

○目標

伊勢神宮とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりと、美しいリアス式海岸への眺望や宮川などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・伊勢神宮の神宮林を含む紀伊山地の山々や森林景観の保全。
- ・宮川・大内山川などの豊かな自然景観の保全。
- ・山麓部の果樹園の景観や平野部のまとまった田園景観の保全。
- ・熊野灘沿岸の島々やリアス式海岸の景観の保全。
- ・「養殖筏」や「海苔ひび」などに代表される地域の漁業と調和した自然景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・伊勢神宮を中心とした景観づくり。
- ・伊勢神宮や伊雑宮、瀧原宮いざわのみや たきはらのみやなどの伊勢神宮に関わる多くの歴史・文化的資産を活かす。
- ・河崎地区など歴史的なまち並みの保全。
- ・熊野灘沿岸に点在する港や漁村景観の保全。
- ・伝統文化を受け継ぐ集落や周辺の緑と調和した美しい農村景観の保全。
- ・熊野街道沿いの田丸城跡や熊野古道ツヅラト峠など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。

○社会・経済的景観

- ・伊勢志摩国立公園にふさわしい水と緑の豊かな都市の景観づくり。
- ・観光施設やホテル、保養所などの観光リゾートの拠点地区における周囲の豊かな自然との調和。
- ・幹線道路沿道における周囲の自然や歴史的景観との調和。
- ・郊外部のまとまりのある住宅団地の良好な景観への配慮。

○眺望景観

- ・伊勢神宮周辺の山々や英虞湾あごなどへの眺望に配慮。
- ・伊勢志摩スカイラインやパールロードから伊勢志摩国立公園の雄大な自然景観への眺望に配慮。

(4) 伊賀地域

○目標

城下町とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりと、四方の山々への眺望や山麓部などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・ 周囲の山並みや高原及び森林景観の保全。
- ・ 木津川や名張川の他、溪谷などの景観の保全。
- ・ 平地部の田園景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・ 伊賀街道、初瀬街道や、城下町周辺地区の歴史的なまち並みの保全。
- ・ 伊賀上野城や俳聖殿など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。
- ・ 歴史的な水路の清流化と保全。
- ・ 農村集落における、周囲の緑にとけ込み落ち着いた景観の保全。

○社会・経済的景観

- ・ 主要都市における中心市街地の歴史的な都市構造への配慮。
- ・ 緑豊かな潤いのある都市景観づくり。
- ・ 名阪国道などの幹線道路周辺に立地する工業団地や住宅団地などにおける、周辺の緑や山並みなどへの配慮。

○眺望景観

- ・ 上野盆地の平地部や名張川、木津川などの河川から、周囲の布引・信楽・笠置・室生山地の山々の眺望に配慮。

(5) 東紀州地域

○目標

世界遺産・熊野古道にふさわしい景観づくりと、雄大な熊野灘への眺望や紀伊山地などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・ 紀伊山地の山々など森林景観の保全。
- ・ 熊野川などの豊かな自然景観の保全。
- ・ 山間部の丸山千枚田などの棚田や丘陵地の果樹園などの景観の保全。
- ・ 熊野灘沿岸の七里御浜の海岸線など景勝地の景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・ 地域の歴史が刻まれた山地部の熊野古道の景観の保全。
- ・ 市街地部の熊野古道沿いの歴史的なまち並みの景観づくり。
- ・ 赤木城跡や海山郷土資料館など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。
- ・ 石垣が特徴的な農山村集落の景観の保全。
- ・ 民家が階段状に連なる漁村集落の景観の保全。

○社会・経済的景観

- ・ 主要都市における、熊野古道や海を意識した市街地の景観づくり。
- ・ 新たな産業に伴う企業の立地などにあたっての周辺の自然環境への配慮。
- ・ 整備が予定されている高速道路や主要な道路における沿道の修景や緑化、熊野灘や紀伊山地への眺望の配慮。

○眺望景観

- ・ 世界遺産・熊野古道からの眺望に配慮。
- ・ 国道 42 号など主要道路から熊野灘への眺望に配慮。

第5章 県の推進方策

県は、良好な景観づくりに向けて、広域的かつ長期的な視点にたち、「地域の良好な景観は、自ら守り、育て、次の世代へ引き継いでいく、県民共通の資産である。」との考えを共有していくことが重要だと考えています。

このため、本県独自の景観形成施策を拡充するとともに、景観法等の諸制度を有効に活用していきます。

このように、県は、地域の方々などの主体的な活動が、全県的な景観づくりへとつながるよう支援していくとともに、自らも良好な景観づくりに取り組みます。

1 地域が主体となる景観づくりに向けた支援

良好な景観づくりに向けて、地域住民や地域により近い市町や事業者が主体となって、良好な景観づくりに取り組めるよう有効な支援方を示します。

(1) 景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及

県民等や市町による主体的な景観づくりを進めるため、県は、景観づくりに関する情報(規制誘導措置、景観資産、取組事例、支援制度等)を収集するとともに、ホームページ等の活用により、景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及を行います。

(2) 景観づくりに関する専門家、有識者の派遣

良好な景観づくりに関する様々な分野の専門家を派遣し、有効な助言等を提供する必要があります。

このため、県は、市町や住民、景観づくり団体等から要請があったときは、専門家等の派遣に際し、人材の選定や必要に応じて直接派遣するなど必要な支援を行います。

(3) 景観づくりに向けた市町支援

全県的な景観づくりを展開するため、良好な景観づくりに関する取組事例や取組内容をわかりやすく市町に紹介するなど、市町の景観行政の取組あるいは円滑な景観行政団体への移行に向け、研修会の開催や専門家の派遣等を行います。

(4) 地域の良好な景観づくりの実施

地域住民や市町が主体的に、また、具体的に良好な景観づくりを実施している地域において、県が管理している施設がある場合、より良好な景観づくりを実現するため、県は検討する場に参加します。

(5) 広域景観づくりの支援

県内には、山並み、河川、海岸線、道路、田園などの複数の行政区域にわたる広域的な景観があります。

このため、これらの良好な景観づくりにあたっては、多様な主体とともに、広域的な景観づくりについて検討を行い、適切な役割分担のもと取り組みます。

(6) 眺望景観の保全と視点場づくり

山地・山脈や森林、棚田、丘陵地、海・海岸、河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっています。

このため、県では、将来に向けて良好な眺望景観を保全していくため、県民等の参加、市町との連携のもと、本県の誇れる視点場を選定し、広く県民等に情報発信するなど、眺望景観の保全や創出につながるよう取り組みます。

2 良好な景観づくりのための制度や手法の活用

良好な景観づくりに向けては、景観法に基づく制度や手法を活用するとともに、都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法その他関係法令に基づく規制誘導方策、また、良好な景観づくりにつながる生活環境の向上のための取組を総合的に検討し、施策を推進します。

(1) 景観法による規制誘導方策

① 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

建築物の建築等の景観に影響を与えることが予想される行為に関し、景観づくりのために守るべき形態意匠等の基準を示します。特に、大規模な行為については、届出を義務づけることにより、景観に配慮した行為となるようにします。

ア 景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、別記1のとおりとします。

イ 届出対象行為

届出が必要となる行為は、別記2のとおりとします。

なお、世界遺産・熊野川を有する地域（以下「熊野川流域」という。）における景観形成基準及び届出対象行為は、熊野川流域に関する景観計画である「熊野川流域景観計画」で定めます。

② 屋外広告物に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ関係）

〔取組方針〕

屋外広告物は、地域の景観に影響を与える重要な要素といえます。このため、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置等の規制を地域の良好な景観

の形成に即したものとし、屋外広告物沿道景観地区制度を活用し、良好な景観の維持及び形成を図るとともに、違反屋外広告物の是正を進めます。

③ 景観重要公共施設に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ関係)

〔景観重要公共施設を定める方針〕

道路、河川、港湾などの公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素のひとつであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合に、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。

④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項(景観法第8条第2項第4号ニ関係)

〔取組方針〕

市町や地域住民等が農業振興地域の景観に関する価値認識の向上を図るとともに、市町における景観農業振興地域整備計画の策定や景観整備に向けた実践を支援します。また、途絶えつつある景観を構成してきた技術の継承に取り組めます。

⑤ 自然公園区域に関する事項(景観法第8条第2項第4号ホ関係)

〔取組方針〕

県内の優れた自然の風景を保護し、次の世代へ引き継いでいくために、自然公園(国立公園・国定公園・県立自然公園)区域内においては、工作物の新築・改築や土石の採取などの土地の形状変更、広告物の設置や表示などの景観に負荷のかかる行為について、自然公園法及び県立自然公園条例に示す基準を遵守することとし、県民等及び関係行政機関がそれぞれの役割を分担し、自然公園内の景観づくりに貢献するよう努めます。

⑥ 景観協議会

広域的な景観づくりの視点にたち、山地・山脈や海・海岸などの美しい自然的景観等の保全に取り組む場合は、県民等や関係行政機関で組織する景観協議会制度の活用を図ります。

⑦ 景観整備機構

良好な景観づくり活動を主体的に展開しているNPO等の団体を把握し、景観整備機構として位置づけるなど、制度の活用を図ります。

⑧ 景観協定

住民自らの合意に基づき、建築物等の形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることにより、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の活用を図ります。

(2) 都市計画法による規制誘導方策

市街地の良好な景観を形成するための景観地区、都市内の樹林地等の良好な自然的景観を保全するための風致地区、建築物の高さの制限を行うための高度地区等の地域地区や、景観等についてきめ細かなまちづくりのルールを定める地区計画等の制度を市町が活用できるよう支援します。

(3) 建築基準法による規制誘導方策

住民自らの合意に基づき、建築物の形態、意匠等に関する様々な事項を定めることができる建築協定は、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の周知を進めます。

(4) 文化財保護法による規制誘導方策

地域の資産である文化的景観の保護・形成及び重要文化的景観としての選定を目指す市町の取組については、市町及び県の関係行政機関とが連携し、支援します。

また、地域の景観の構成要素となっている文化財等を保護するため、文化財の指定等を行うなど制度の活用を図るとともに、文化財を地域の資産として活かす地域の取組を支援します。

(5) 生活環境の向上方策による取組

① 都市の緑の保全・創出

都市における緑地の保全及び緑化等を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく「緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」を策定するなどの市町の取組を支援するとともに、都市公園の整備を推進します。

② 無電柱化の推進

「無電柱化推進計画」に位置づけられた箇所について、電線、電柱類の地中化等の整備を地域住民や電線管理者等と協働して進めます。

③ 放置ごみの防止

ごみの散乱防止等の環境の美化に関する施策については、関係機関と連携し推進するとともに、県民等が、公共の場所においてはごみを持ち帰るなど環境美化に配慮した行動をとるよう啓発等に取り組みます。また、河川、海岸等に放置されている自動車については、関係機関と連携し、撤去を進めます。

④ 空家等対策の推進

適切な管理が行われていない空家等が地域の景観を著しく損なうことのないよう、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等に関する対策を推進する市町の取組を支援します。

⑤ 水質の改善

河川や海岸の景観には、美しい水が欠かせません。河川の水質については改善傾向にあるものの、海域の水質は横ばい状態であり、公共水域の水質改善のため、汚濁負荷量の一層の削減が必要となっています。このため、「三重県生活排水処理施設整備計画」に基づき、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を行い、水質の改善に取り組みます。

⑥ 防災施策との連携

本県は、地形、気候等において厳しい条件におかれる地域も多くみられ、特に伊勢志摩地域や東紀州地域の漁村集落や山麓部の集落では、急峻な地形に密集した集落や背後に斜面地が迫った集落などがみられ、地震や津波、浸水被害、土砂災害などの自然災害による被害を受けやすい状況です。

また、街道沿いの歴史的なまち並みが残る木造住宅密集地域では、少子高齢化などにより、空家の増加や家屋の老朽化が進むなかで、耐震性能上問題のある家屋の改修が進まないなど、震災時に甚大な被害をもたらす危険性が高まっています。

これらの状況をふまえ、関連施策と連携し、災害に強い安全なまちづくりを良好な景観づくりと併せて取り組みます。

3 公共事業等における良好な景観づくりの推進

公共事業や公共施設の整備にあたって、良好な景観づくりを先導していく必要があることから、公共施設等の整備等に関する景観形成ガイドラインを作成するとともに活用するためのシステムづくりを検討します。

4 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく三重県景観計画の区域は、景観行政団体である市町の区域を除く三重県の区域の全域とし、そのうち、熊野川流域景観計画の区域は、熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲を基本とした区域とします。

なお、県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。

別記1 景観形成基準（行為の制限に関する事項）

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めます。

なお、この景観形成基準は、全ての項目が、一律に適用されるものではなく、行為の計画地（以下「行為地」という。）における景観の現状により、適用される項目や内容が異なることがあります。このため、景観形成基準の適用に際しては、自然的景観、歴史・文化的景観、社会・経済的景観、眺望景観といった行為地の景観の現状を十分把握しておく必要があります。

(1) 共通的事項

- ① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。
- ② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。
- ③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。

(2) 個別的事項

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 配置及び規模

- a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。
- b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。
- c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。
- d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。
- e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。
- f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。
- g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。

イ 形態及び外観

- a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。
- b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。

と。

- c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。
- d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。
- e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。
- f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。
- g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。

ウ 色彩

- a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。
- b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。

エ 素材

- a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。
- b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。
- c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。
- d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。

オ 緑化

- a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。
- b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。
- c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

カ その他

- a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。
- b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。

c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。

② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

（変更後の土地の形状、修景、緑化等）

ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。

イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

③ 土石の採取又は鉱物の掘採

（採取等の方法、採取等後の緑化等）

ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。

イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）

ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。

イ 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。

ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

別記2 届出対象行為（行為の制限に関する事項）

(1) 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に掲げる行為を行おうとする場合、届出が必要となり、前項の景観形成基準に適合する必要があります。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号に定める行為）
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第2号に定める行為）
- ③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号に定める行為）
- ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）
- ⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）

(2) 届出の対象外となる行為

前項(1)のうち、景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。

届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

① 条例で定める届出の適用除外となる行為（景観法 第16条第7項第11号 に基づく 県条例に定める行為）

条例で定める届出の適用除外となる行為【要旨】

- 1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・高さ13m以下で、かつ、建築面積1,000㎡以下のもの
- 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ① 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの
 - ・高さ13m以下のもの
 - ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - ・高さ30m以下のもの
 - ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）
 - ・高さ13m以下のもの
 - ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）
 - ・高さ13m以下のもの
 - ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - ・高さ13m以下のもの
 - ⑥ 擁壁、さく、塀
 - ・高さ5m以下又は長さ10m以下のもの
 - ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
 - ・高さ13m以下のもの
 - ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
 - ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの
 - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
 - ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
 - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
 - ⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの
 - ・建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ5m以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m以下（②に掲げるものにあつては30m以下）のもの

- ⑫ 太陽光発電施設（同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）
- ・高さ 13m以下（建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物の上端から当該太陽光発電施設の上端までの高さ5m以下又は地盤面から当該太陽光発電施設の上端までの高さ 13m以下）で、かつ、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積 1,000 m²以下のもの
- ⑬ ①から⑩及び⑫の工作物の種別のいずれにも該当しない工作物

3 開発行為

- ・行為に係る土地の面積 3,000 m²以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さ5m以下又は長さ 10m以下のもの

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

- ・行為に係る土地の面積 3,000 m²以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さ5m以下又は長さ 10m以下のもの

5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

- ・行為に係る土地の面積 3,000 m²以下で、かつ、高さが5m以下のもの

6 軽微な行為

- ・仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が 10 m²以下のもの
- ・建築物の外観の変更で、行為に係る面積が 10 m²以下のもの
- ・工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が 10 m²以下のもの
- ・工作物の外観の変更で、行為に係る面積が 10 m²以下のもの
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が 90 日を超えて継続しないもの

7 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの

- ・森林法第 10 条の 2、第 34 条第 2 項
- ・自然公園法第 10 条第 1～第 3 項、第 16 条第 1～第 3 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項、第 68 条第 1 項
- ・砂利採取法第 16 条の認可を受け、河川法第 25 条又は農地法第 4 条若しくは第 5 条の許可（一時的な利用に限る。）
- ・三重県立自然公園条例第 9 条第 1～3 項、第 16 条第 4 項
- ・市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第 3 条第 1～第 3 項
- ・尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条
- ・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条
- ・大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条
- ・紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 9 条、第 10 条
- ・御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条

② 景観法に規定する届出の適用除外となる行為（景観法 第 16 条第 7 項第各号（第 11 号に基づく県条例に定める行為を除く））

景観法第 16 条（抜粋）

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

政令（景観法施行令（抜粋））

（届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第八条 法第 16 条第 7 項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設（幅員が 2m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2m を超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 景観重要建造物について、第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- 四 景観計画に第 8 条第 2 項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第 8 条第 2 項第五号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 六 第 55 条第 2 項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第 8 条第 2 項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 八 第 61 条第 1 項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

政令（景観法施行令（抜粋））

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

- 第 9 条 法第 16 条第 7 項第十号の政令で定める行為は、法第 8 条第 3 項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第 16 条第 7 項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

政令（景観法施行令（抜粋））

（届出を要しないその他の行為）

第 10 条 法第 16 条第 7 項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で第 22 条第三号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で第 23 条第 1 項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 三 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為
- 四 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

※景観行政団体の条例で定める行為は、「① 条例で定める届出の適用除外となる行為」で記述

(3) 特定届出対象行為

景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

三重県景観計画区域図



三重県景観計画

三重県 県土整備部 都市政策課

TEL 059-224-2748

FAX 059-224-3270

〒514-8570 三重県津市広明町13